

官報号外

昭和四十五年十二月十日

○第六十四回 衆議院会議録 第七号(一)

昭和四十五年十二月十日(木曜日)

議事日程 第六号

午後二時開議

昭和四十五年十二月十日

第一 農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 海洋汚染防止法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出)

騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案(内閣提出)

日程第一 農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 海洋汚染防止法案(内閣提出)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十五年十二月十日 衆議院会議録第七号(一) 公害対策基本法の一部を改正する法律案外三案

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔加藤清二君登壇〕

○加藤清二君 登壇
公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出)

騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案、大気汚染防止法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、大気汚染防止法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

〔内閣提出〕
公害対策基本法の一部を改正する法律案
公害防止事業費事業者負担法案
騒音規制法の一部を改正する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律案
〔本号(一)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。産業公害対策特別委員長加藤清二君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

○加藤清二君 登壇
たゞいま議題となりました四法律案について、産業公害対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、公害対策基本法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における公害の実情にかんがみ、国民の健康で文化的な生活を確保する上において公害防止がきわめて重要なことを明確に

するとともに、土壤の汚染の防止及び廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定め、あわせて都道府県に都道府県公害対策審議会を置くこと等所要の改正を行なおうとするものでござります。

そのおもな内容は、

第一に、国民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止がきわめて重要なことを目的の中での明確にするとともに、経済の健全な発展との調和規定を削除したこと等所要の改正を行なうとするものでござります。

第二は、公害の定義に土壤の汚染等を追加することともに、これに伴い、土壤の汚染を防止するためには必要な規定を設けるほか、温熱排水等による水の状態の悪化、汚泥による水底の底質の悪化等が公害に含まれることを明確にしたこと等所要の改正を行なうとするとともに、廃棄物の公共的な処理施設の整備を推進すべき旨を明らかにしたものであります。

第四に、政府は、各種の公害の防止のための施策と相まって、公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護につとめなければならぬ旨を規定したこと等所要の改正を行なうとしたものであります。

その他、都道府県公害対策審議会を必置の機関

としていること等所要の改正を行なうとしたものであります。

次に、公害防止事業費事業者負担法案について申し上げます。

本法律案は、国または地方公共団体が事業者の事業活動による公害を防止するために実施する事業について、事業者にその費用の全部または一部を負担させることを定めた公害対策基本法第二十二条の趣旨を具体化したものであります。

そのおもな内容は、

第一に、事業者が費用を負担する公害防止事業の種類は、緩衝緑地の設置等の事業、河川、港湾における汚泥のしゅんせつ事業、農用地の客土等の事業、事業者が主として利用するいわゆる特別公共下水道の設置の事業等がこれに該当し、さらに必要に応じ、これに類する事業を政令で定め得ることとしております。

第二に、費用を負担する事業者の範囲は、その公害防止事業が施行される地域において公害の原因となる事業活動を行ない、または行なうことが確実であると認められる事業者であります。

第三に、公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額は、公害防止事業に要する費用のうち、事業者の事業活動が公害防止事業を必要ならしめた公害の原因となると認められる程度に応じた額とし、特別の事情がある場合には、その事情を勘案し、所定の審議会の意見を聞いて妥当と認められる額を減ずることができることとしたことであります。

第四に、事業者全体の負担額を個々の事業者に

配分する方法としては、公害防止事業の種類に応じ、事業活動の規模、公害の原因となる施設の種類及び規模、事業活動に伴い排出される有害物質の量等を基準とすることにより適正な配分を行なうよう配慮することとしております。

第五に、この法律の運用上、中小企業者の負担を考慮し、費用負担の対象となる事業者を定める基準の決定やその負担金の納付方法などについて適正な配慮を行なうほか、国及び地方公共団体は、税制上、金融上必要な措置を講ずるようつとめるものとしております。

次に、騒音規制法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、騒音による生活環境の悪化が年々拡大し、かつ強まりつつある事態に対処するため、騒音を規制する地域の範囲を拡大するとともに、新たに自動車騒音を規制の対象に加え、その他所要の改正を行なおうとするものであります。

そのおもな内容は、

第一は、現行法の目的規定を改め、産業の健全な発展との調和に関する規定を削除したことであります。

第二は、ばい煙の排出を規制する地域を全国に拡大し、また、新たにカドミウム、弗化水素等の有害物質についても、その排出を常時規制するほか、工場等における物の破碎に伴い発生する粉じん等についても規制措置を講ずることとしたものであります。

第三は、ばい煙の排出基準でありますのが、硫黄酸化物にあつては、地域の汚染の程度に応じて定めるものとし、ばいじん及び有害物質にあつては全国一律に定め、これについて、都道府県は、地域の実情に応じて国の排出基準よりきびしい排出基準を定めることができるものとしたこと等であります。

第四は、從来の工場騒音及び工場騒音に、新たに自動車の騒音を加え、許容限度を定める等必要な措置を講ずることとした等であります。

に自動車の騒音を加え、許容限度を定める等必要な措置を講ずることとした等であります。

次に、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、公害対策基本法その他の関係法律の改正と相まち、大気汚染について、その早急な改善と防止の徹底を期するため、規制措置を拡充強化する等の改正を行なおうとするものであります。

そのおもな内容は、

第一は、現行法の目的規定を改め、産業の健全な発展との調和に関する規定を削除したことであります。

第二は、ばい煙の排出を規制する地域を全国に拡大し、また、新たにカドミウム、弗化水素等の有害物質についても、その排出を常時規制する

ほか、工場等における物の破碎に伴い発生する粉じん等についても規制措置を講ずることとしたものであります。

第三は、ばい煙の排出基準でありますのが、硫黄酸化物にあつては、地域の汚染の程度に応じて定めるものとし、ばいじん及び有害物質にあつては全国一律に定め、これについて、都道府県は、地域の実情に応じて国の排出基準よりきびしい排出基準を定めることができるものとしたこと等であります。

第四は、從来の工場騒音及び工場騒音に、新たに自動車の騒音を加え、許容限度を定める等必要な措置を講ずることとした等であります。

去る三日の本会議において、公害対策基本法の一部を改正する法律案、及び環境保全基本法案の趣旨説明及び質疑が行なわれた後、直ちに本委員会において、それぞれ各案の提案理由の説明を聽取し審査に入ったのであります。特に四日、五日の両日は、今国会に提出され全国民注視の的になつてゐる公害関係の十五法案について、地方行政、法務、社会労働、農林水産、商工、運輸、建設各委員会との連合審査会を開会し、内閣総理大臣並びに関係各大臣出席のもとに終始熱心な審査を行ないました。また、九日には、学識経験を有する参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行ないました。その間、企業の無過失賠償責任制度の法制化に関する問題、環境基準の検討の問題、地方公共団体に対する財政措置並びに権限委譲に関する問題、紛争の処理及び被害の救済に関する問題、中小企業者の負担能力に対する配慮の問題、低硫黄原油の確保及び脱硫装置の設置推進の問題、自動車の排出ガスの規制及びガソリンの無鉛化の問題、航空機、新幹線等鉄道の騒音規制の問題等、国民の深く关心を寄せる諸問題につきましては、与野党を問わず熱心なる質疑が行なわれましたが、これら論議の詳細については会議録に譲ることといたします。

また、委員会の審査過程において、近時産業経済の高度発展下にあるわが国の環境汚染の急速化を防ぎ、長期的視野のもとに、国民のために良好な環境を確保しなければならないことは、單に国会内の与野党間の問題ではなく、広く国会、政府等

を含め國をあげての責務であることを確認する必要上から、本日の委員会において自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案にかかる環境保全宣言に関する件についての決議の動議が提出され、自由民主党の渡辺栄一君から趣旨説明を聴取し、日本社会党の島本虎三君から四党を代表して賛成の発言があつた後、全会一致で本決議を可決したのでございました。（拍手）

その決議の内容は、

環境保全宣言に関する件

健康で文化的な生活を享受することは国民の基本的な権利であり、そのためには良好な環境の確保が不可欠であることにかんがみ、長期的な視野の下に、現在及び将来の国民のために、国をあげての努力により良好な環境が確保されなければならない。

しかるに、近時産業経済の高度の発展の過程において、自然の生態系の循環にみだれがみられ、殊に世界にまれな高密度社会を形成するわが国において環境の汚染は急速に進んでいる。環境保全基本法案は、自然環境の保全を含め、人間の良好な環境を確保するための施策を定めたもので、ビジョンを示したものとして評価される。

政府案はわが国において国民の生活が公害に脅かされている現状にかんがみ、問題を環境保全という一般的な角度よりも、従来どおり公害対策という視野からとらえ、公害対策基本法改

正案において國民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることを明確にするとともに現下緊要の施策を示したものである。

政府は、今後公害対策の一層の推進を図るとともに、さらにひろく人間の環境保全のための諸施策を講ずべきである。

右決議する。

以上でございます。（拍手）

本決議に対し、佐藤内閣総理大臣から、内閣を取り組み、公害防止並びに公害対策に万全を期したい。」との所見の表明がありました。（拍手）

かくて、本日質疑を終了し、まず、公害対策基本法の一部を改正する法律案につきましては、日本共産党米原昶君から修正案が提出され、採決の結果、本共産党米原昶君から修正案に反対、原案に賛成、日本社会党の小山省二君から修正案に反対、原案に賛成、日本社会党の佐藤觀樹君から修正案及び原案に反対の討論が行なわれた後、採決の結果、修正案を否決し、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、修正案の要旨は、

一、ばい煙の定義に例示として鉛を、自動車の排出ガスの定義に同じく炭化水素及び鉛を加えること。

二、都道府県がきびしい排出基準を定めることができる場合における政令で定める基準に従うべき旨の規定に改めること。

三、特定物質に関する事故時の措置について勘

住宅の移転の事業を明示することあります。

次に、騒音規制法の一部を改正する法律案につきましては、日本共産党米原昶君から修正案が提出され、採決の結果、修正案を否決し、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付するに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

さらに、大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきましては、岡本富夫君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案にかかる修正案が、また、日本共産党米原昶君から修正案が、それぞれ提出され、採決の結果、米原昶君提出の修正案を否決し、岡本富夫君外三名提出にかかる修正案を可決し、本案は修正すべきものと決した次第であります。

なお、修正案の要旨は、

正案（委員会修正）

公害防止事業費事業者負担法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項第五号中「第一号」を「工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて第一号」に、「定める事業」を「定めるもの」に改める。

第二条第二項第五号中「第一号」を「工場又は事

業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業

であつて第一号」に、「定める事業」を「定めるもの」に改める。

第三条第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四条第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五条第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六条第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七条第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八条第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九条第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十条第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第二十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第三十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第四十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第五十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第六十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第七十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第八十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第九十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十五項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十六項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十七項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十八項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百二十九項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百三十項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百三十一項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百三十二項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百三十三項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

第一百三十四項第一項第三号の改正規定中「^六化水素」の下に「、鉛」を加える。

を生ずるおそれがある物質で」に改める。

第四条第一項の改正規定中「政令で定める基準に従い」を「政令で定めるところにより」に改める。

第十九条第二項の改正に関する部分中「当該特定施設設置者」にの下に、「勧告する」を「命ずる」に加える。

第二十三条第四項の改正規定中「ばい煙に起因する場合にあつては」の下に、「厚生省令、通商産業省令で定めるところにより」を加え、「勧告し」を「命じ」に改める。

第三十三条の二第一項第一号の改正規定中「第十八条の四」を「第十七条第二項、第十八条の四又は第二十三条第四項」に改める。

○議長(船田中君) 四案中、公害対策基本法の一部を改正する法律案につき討論の通告がありまます。順次これを許します。土井たか子君。

〔土井たか子君登壇〕

○土井たか子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、政府提案の公害対策基本法の一部を改正する法律案に対しても反対の趣旨を述べたいと存じます。(拍手)

思えば昭和四十一年、社会党の提案が契機となつて、政府は、翌昭和四十二年、第五十五国会に公害対策基本法を提案いたのであります。その政府案の論議の焦点は、政府が固執して譲り

なかつた「経済の健全な発展との調和」にあつたことは、何人の記憶にも新しいところでございます。しかるに、その後の公害をめぐる急速な激化、変動は、社会党の提案の正しさが、国内的にも国際的にも明白に立証されたものといわなければなりません。(拍手)

池田内閣に統く佐藤内閣は、この十年間、経済が成長すれば国民の暮らしはよくなるということを「命じ」に改める。

第三十三条の二第一項第一号の改正規定中「第十八条の四」を「第十七条第二項、第十八条の四又は第二十三条第四項」に改める。

この過程を通じて、公害国会といわれる本国会の審議に臨むわれわれは、公害対策に對処しようとする基本姿勢として三つの段階があることを認めざるを得ないのであります。(拍手)

第一は、健康の保護と生活環境の保全を分離し、生活環境の保全は経済の健全な発展との調和をはかることにあるとし、事実上、企業の優先の原則を貫くという立場であります。

第二は、産業発展との調和を削除するとはいものの、公害対策を矮小化し、環境の汚染と破壊から生活環境を保護するという公害防止をあいまいにして、経済発展との調和を温存しようとする態度であります。佐藤総理の答弁を通じて全国民がひとしく疑惑の眼を集中しているのはこの点にあります。(拍手)

第三は、公害防止といふ消極的かつこう擡ぱり的な考え方を、積極的かつ総合的な環境保全といふ考え方へ転換をして、名実ともに人間尊重、生活優先の態度を貫くという立場であります。(拍手)

政府・自民党は、本国会における審議と締めくくりの交渉の段階を通じて、わが党をはじめ野党が提案した基本法の第一条に生活優先を明記することをただいままで頑強に拒絶してまいりました。これはまさしく衣の下からよろいをちらつかせたものというだけではなく、衣を脱ぎ捨てて、よろいをおくめんもなくちらりと出したものであり、神をおそれず、国民をあざむく恥知らずの態度といわなければなりません。(拍手)

佐藤総理の、本国会冒頭に述べた日本の公害立法は世界に冠たるものであるといふ大言は、この国会審議を通じて完膚なきまでに粉砕され、政府の欠陥は国民の前に明らかに暴露されたのであります。(拍手)

政府案における決定的な欠陥は、すでに述べた基本法の基本的性格にあることは明らかであります。しかしに具体的に次の点にあるといふことができましょ。

その第一は、本国会の公害立法を通じて、公害予防優先、公害発生源規制の原則が貫かれていない点であります。すべての汚染に對しては、有害廃棄物を処理するよりも、生産過程で予防することはもはや国際的な常識になつております。(拍手)

業のモラルとして確立されているといふべき

ます。きれいな水を使えばきれいな水で返せといふ考え方であります。さらには企業が大気をきれ

いにすることは、株主に対すると同様、地域社会に対する責任であるといふアメリカ工業会の公害

憲章などに、この新しいモラルを見ることができます。

今国会の審議を通して、大気汚染防止法の一部改正の内容から、電気ガス事業法の適用が除外されたことや、公害発生源に對する常時測定と監視に対する制度がきわめて不十分であることや、政治不信の焦点となつてゐる公害罪の取り扱いなど、わが公害対策が国際レベルに遠く及ばないことを如実に物語つてゐるものでござります。

公害立法は、言うまでもなく、被害者である住民の意思が、行政、司法を通じて貫徹されるものでなければなりません。これは、公害問題処理における大原則でござります。自治体に對する規制権限委譲、公害罪、無過失賠償責任の問題、事業者費用負担の問題、自治体や住民代表による公害防止協定の問題、治療と生活の完全保障の問題などの審議を通じて、政府の公害行政が中央集権と大企業癒着以外の何ものでもないことを露呈したのでござります。(拍手)

しかも、このたびの法案の積み残しの中で、最大の落としものは、何といっても、公害発生企業の責任を追及するために、これだけは被害者住民の立場からはつきりさせておかねばならない無過失賠償責任の問題、さらには举証責任の転換の問題でございます。

今日、世界すでに知られたわが国の四大公害裁判において、企業の引き起こした公害の故意または過失を明らかにするために、被害者がどれほどの辛酸をなめているか。この期に及んで無過失賠償責任、また举証責任の転換の問題を回避し続けようとしている政府の責任は重かつ大といわねばなりません。(拍手)このように無責任な立場から、幾日、幾千、幾万の法律をつくりましても、すべてざる法と化することは、火を見るよりも明らかでございます。

第三に、公害行政一元化と公害研究体制確立の問題がございます。

わが公害行政は、各省別の産業行政、企業助長の行政に從属して、幾多の規制措置も何らの効果を發揮していないことは周知の事実であつて、企業と官僚と政府が癒着をして、国民不在、被害者住民無視の傾向にあることはいなめない事実でございましょう。

さらに、公害行政のあり方と並んで重要なことは、公害研究の研究体制確立でございます。

日本における公害研究機関は、各省別、産業別にばらばらに切り裂かれているのであります、

行政が企業に従属いたしているように、研究も行政と企業に従属いたしているでございます。これをもってしては、環境保全という全人類の課題、新しい研究の分野である生態学的解明、地球汚染の問題、自然循環と自浄作用の問題などなど、総合的な研究課題を追及するという任務を遂行することは不可能であるといわざるを得ません。

昨日、産業公害対策特別委員会において、四参考人からそれぞれ政府提出の公害対策基本法に対する意見を聞いたでございます。その席上、自民党推薦の和達清夫中央公害対策審議会会長では、農林省の外局に環境保護局を設立しておられ、アメリカにおいてすら、大統領直属の環境保護局を設けて、六千人のスタッフを集中確保いたしておられます。

しかるに、わが国においては、公害対策本部といふ、閣議決定に基づくにわかつくりのあいまいな寄り合い政府機関をつくったのにすぎません。わが党はじめ三党が、基本法の対案において環境省の設立、権威ある国立の研究機関の設立、研究と監視と告発を一体化した公害検査官制度の設置を提案いたしておりますのは、以上の理由に基づくものであります。これを政府の基本法案と比較するならば、雲泥の相違があるものといわねばなりません(拍手)。

以上、三点にわたつて立法上重大な点について述べたところであります。要は、環境保全、公害防止の施策を、国民の立場に立つて本気でやる氣があるのかないのがということでございます。

(拍手)われわれは、ずさんきわまりない政府の基本法並びに施策について追及をしてまいりました。この審議の経過にかんがみ、政府・自民党はすみやかに政府案を撤回をもってしては、環境保全といふ全人類の課題、新しい研究の分野である生態学的解明、地球汚染の問題、自然循環と自浄作用の問題などなど、総合的な研究課題を追及するという任務を遂行するに解決の見通しすら立たないような国が一体どこにあるでございましょうか。(拍手)

○土井たか子君(続) 謙長(船田中君) 大だいまの土井君の発言中、考人からそれぞれ政府提出の公害対策基本法に対する意見を聞いたでございます。その席上、自民党推薦の和達清夫中央公害対策審議会会長ですら……

○謙長(船田中君) 土井君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○土井たか子君(続) 政府の提出した基本法の改正案より、野党提出の環境保全基本法に魅力を感じておられるのであります。

○小山省二君 私は、自由民主党を代表して、内閣提出の公害対策基本法の一部を改正する法律案に賛成の意を表し、討論を行なわんとするものであります。

本案は、去る十一月三日の本会議に上程され、引き続き産業公害対策特別委員会に付託、慎重審議が行なわれ、さらに、学界等の参考人からも十分意見の聽取等がなされ、委員会におきましては多数をもって議決されたものであります。

公害問題は、国際的には、ウ・タンント国連事務総長やニクソン米大統領の教書を契機として、まさに世界的な規模を持つ課題として提起されており、本年十月にはトレイン米環境問題諮問委員会委員長も来日せられ、公害問題に対する日米間の

い、骨抜き対策、あと追い行政しかできないものの
というよりほかはありません。（拍手）

第二点は、わが国の公害は、世界にも類を見ない広範かつ恒常的現象を示し、水俣病、イタイイタ病、四日市哮喘などに代表されるその残

酷さと悲しさは、人間生命を奪い、そこなわれた健康は容易に回復せず、生活の希望を失い、白痴同然と化したわが子を背負い、その救済を求める痛ましい犠牲者の呻吟は怨嗟の声となっておりまます。これは明らかに企業の犯した犯罪と断じなくてはなりません。(拍手)これらの被害者に対する加害企業の冷淡さは、国民の大きな憤慨を買つてあります。

さらに、企業責任を追及するためには、不完全のまま放置されており、政府は、本国会で、公害患者の救済について、無過失損害賠償制度や、紛争処理や、被害者救済措置等の整備充実に一言も触れておらず、被害者無視の姿勢を示したことあります。

公害の防除、さらには予防はもちろんのことですが、公害によって被害を受けた犠牲者に対する救済措置はきわめて重要であります。公害紛争処理と被害者救済の充実強化は別の個別法の

改正にまつとしても、少なくとも無過失損害賠償制度の新設をこの基本法に明示し、別に具体化した特別法制定の道を開くべきであつたと思ふのであります。

この点について、政府の消極的態度は、被害者並びに国民にとって大きな不信となっていることは、いなめないところであります。

さらに第三点は、行政上の一元化に対する政府の態度であります。今日、公害に対する行政は、複雑多岐にわたって、きわめて効率をそこなつていることは、国民のひとしく指摘するところであります。

政府は、この国民世論の防壁として、中央公害対策本部の設置をもつて局面を翻弄しようといたのですが、公害対策本部が単なる調整機関であって、国民の求める実効ある公害防除に的確な成果をもたらさないことは明らかであります。われわれは、環境保全省ともいべき実効ある統一された行政機関の設置を環境保全基本法の中に掲げておりますが、これが全く無視されて、今後も非効率な公害行政が続行されることについてあきらめず不満であります。

そのほか、環境基準の設定が基本法によつて努力目標にしかすぎないこと、地方公共団体に対する権限委譲について、第五条、第十八条における地方公共団体の施策と責務が、「国の施策に準じ」または「法令に違反しない限り」等、国の権限の温存をはかつて、実質的な権限委譲を行なつてい

別法は、如実にその実態が露骨にあらわれている
ないことがあります。この精神を受け継いだ各個

ことは、否定できないのであります。さらに、地方の財政負担に対する國の援助についても、きわめて消極的、かつ冷淡な結果となつております。

これらを勘案するとき、この基本法改正案をはるかに上回る上策ともいべき環境保全基本法案が採用され、与野党一致で強力な公害及び環境対策が講じられることが最も緊要かつ国民の期待にこたえる道であつたにもかかわらず、一顧だに与えなかつた与党並びに政府の態度は、公害対策についての積極的な意思の発露が全然見られないと断じて差しつかえないのであります。(拍手)

私は、これらの点について、政府に猛省を促すとともに、反対意見を述べ、反対討論をいたします。（拍手）

提出した公害対策基本法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行わんとするものであります。（拍手）

いまさら言ひやまでもなく、今日のわが國における公害の実態を見ますと、すでに二百名をこえる死^{スル}者を出しているほか、日が進むにつれて大気の汚染によるぜんそく病あるいはイタイイタイ病の前兆ともいべき指曲がり症などの多数の公害病患者を続発させているのみならず、いまだ公害

病とは認定されてはいないが、明らかに公害に原因する患者が数万人にも達するとさういわれてお

り、まさか世界にその例を見ない深刻な状況におかされられているのであります。

た第一の理由は、狭い国土と急峻な山が海岸線にまで突き出ている状況下で、高い人口密度といふ國土の実態にもかかわらず、重化学工業を主体とする高度経済成長政策を宿していることは、やはや疑う余地のない事実であります。

したがつて、國民が切望するものは、公害原因を排出している事業者等に対するきびしい規制の実施であり、公共の福祉を脅かす企業のひたすら

推進してきた政府政策の誤りに求められるのであります。第二は、人間の生存には欠くことのできない良好な自然の環境を破壊しても、何ら社会的な責任を感じない企業の飽くなき利潤追求活動そのものに大きな原因があり、社会的に負担すべき責任を明確に国民の前に示せということになります。

また、これと同時に、政府自身が公害に対処するべき新しい姿勢を示すとともに、政治の課題ともいふべき良好な自然並びに生活環境を回復するた

めの基本的な施策の確立を切望していることは、連日の新聞、テレビ等の報道によつても明らかのことであり、昨日の産業公害特別委員会において、政府・与党の推薦した和達参考人みずからが述べられたことは周知のとおりであります。

かかるに、政府は、これほど明々白々となつて、
いる自然環境保全の必要性を無視して、公害に對
する基本政策を開闢されんとするとは、あまり
にも短慮であり、現在及び将来の国民に対する重
大な誤りとして、必ずや批判をされるところであ
ります。われわれが政府の基本法改正案に反対
する理由の第一も、實に環境保全の理念が欠如し
た政府の考え方にあるのであります。

公害の防止事業を施行するための費用、あるいはいわゆる公害対策にもつばら従事する公害専門職員の養成、確保等に要する費用など、窮屈した財政事情から、ある地方公共団体に対する国の財政援助措置が何ら裏づけされていないことがあります。このことは、単に公害対策基本法のみならず、関係諸法律案にも示されていないのであります。少なくとも公害に対処する基礎とともにいうべき

著しく活発に展開されている今日、そのことに因して多くの国民が受けている財産及び身体、命上の損害は、ばかり知れないものがあるにもかわらず、被害者として弱い立場に立たされて、國民の権利を守るために、事業者の無過失告害賠償責任制度を確立しなければならないのは必然であり、これまた國民の切実な要望であります。したがつて、政府としては、少なくとも、ハ

原生か曰まよ公
あります。この際政府は、野党三黨の提案している無過失損害賠償責任法案を真剣に検討し、これに対する積極的な姿勢を示すよう、強く要望しつつ、私の反対討論を終わります。(拍手)
○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。
した。
これより採決に入ります。
まず、公害対策基本法の一部を改正する法律案

第二の反対理由は、公害発生の現場に最も近くして、住民の安全、健康、福祉の確保を主要な任務とする地方公共団体に対する権限の委譲が不徹底となっていることがあります。おそらく、政府

方公団に対する政府の財政援助措置を必ずや行なわなければならないものとするよう、明確すべきであつたはずでありますが、われわれは、

害対策基本法の改正に際して、この無過失損害賠償責任制度の原則を盛り込むべきは当然であつたはずであります。

につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

は、公害対策基本法以外の各種関係法において、地方公共団体への権限委譲はそれぞれ具体化されていると強弁されるのでありますようが、実は関係各法のそれが不徹底であり、明確を欠いている

公害から住民を守るという具体的な任務を負う地
方公共団体に対する財政措置が欠けている公害対
策は、およそナンセンスと考え、公害防止事業の
実施を促進するための地方公共団体に対する財政

え書き込まれてはいないばかりか、佐藤總理の本院における発言が、立法の困難性から、ついにはその意思させないと思わせる発言に後退してきることは、まことに遺憾でありまして、国民の期待

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

ことは、本院各委員会において相当の修正を余儀なくされたことでも明らかであります。しかし、問題は、國關係法律の源をなす公害対策基本法において、具体的かつ明瞭に都道府県知事及び市町

上の特別措置に関する法律案を民社・社会・公明の三党が共同で提案したのであります。

この内容については、ここで申し述べるまでもないのですが、与党の一部においては、野

を全く裏切っているものといわなければなりません。
ん。(拍手)

この点について、民社党をはじめ、社会、公明
の三党は、事業活動に伴つて人の健康等に係る公

水污染防治法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

木のそれを他の機関を規定しておるのでないと
ば、住民の安全、健康、福祉の確保を主要な任務
とする地方公共団体の役割りを円滑に進めること
はできないのであります。この点、政府の猛省を

地方を更に充実させる事が出来ると聞か
れても、この点積極的に取り組むべきが当然な
のであります。

同時に、その足らざるところを補わんとしているのであります。政府・与党にもこれに刺激され、する法律案を提案し、政府の後退姿勢をたたずむ

第三に反対する理由は、いささか地方公共団体の権限を強化したといたしましても、地方公共団体が公害の監視、測定網を整備するための費用、

て、今後大いに反省すべきこと」との席より嚴重に注意してやまないところであります。

知のとおりであります。特に、本院における連合会審査の過程では、公害担当の山中國務大臣の発言には、やや積極的な姿勢のうかがわれたのも事実

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

昭和四十五年十一月十日 衆議院会議録第七号(一) 公害対策基本法の一部を改正する法律案外三案

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案
〔本号下に掲載〕

の連合審査をはじめ、参考人から意見を聞くなど、慎重かつ熱心な質疑がなされました。

○議長（船田中君） 本案につき討論の通告があります。順次、これを許します。畠和君。
〔畠和君登壇〕

ところが、おおむね思ひます
あると公害を抑止するためには、公害現象の
本質に即し、かつ、これに最もふさわしい形でこ
れを的確に把握し、十分に処罰の実効をあげ得る
ものとすることになります。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議あ
りませんか。

「[異議なし]」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ
て、日程は追加せられました。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案
を議題といたします。

命または身体に危険を生じさせた者を処罰し、
よつて生じた死傷の結果についても処罰すること
とし、第二に、行為者のほか、法人等の事業主を
も処罰するいわゆる両罰規定を設けることとし、
第三に、厳格なる条件のもとに推定規定を設ける
こと等であります。

採決の結果、両修正案は否決され、世界最初の公害罪法といわれる歴史的法案である本案は多數をもって可決されました。（拍手）

なお、本案に対し附帯決議が付されましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

しかしながら、今回提案についての基本的問題は、公害の抑止については各種行政上の規制法規の強化が第一次的役割を持ち、刑罰の果たすべきによる直接規制の強化、特に環境基準、排出基準等を、公害の現状の改善に役立つに十分なだけに、整備強化するに先立つて立法化されんとしている

(号外) 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
案(内閣提出)
○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。
すなわち、この際、内閣提出、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

本案は、最近における公害の実情にかんがみ、事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせること等について、公害の防止に関する他の法令と相まって特別の処罰規定を設け、公害の防止に資せんとするものであります。

そのおもなる内容は、第一に、故意または過失によつて工場または事業場における事業活動に伴う人の健康に有害な物質の排出により、公衆の生

かくて、本日、質疑を終了したところ、自由民主党を代表して鍛冶良作君から、原案に賛成、日本社会党、公明党及び民社党三党共同提案の修正案及び日本共産党提案の修正案に反対、日本社会党、公明党及び民社党を代表して畠和君から、日本社会党、公明党及び民社党三党共同提案の修正案に賛成、日本共産党提案の修正案及び原案に反対、日本共産党を代表して青柳盛雄君から、日本

民正云及本
る加害行為を道義的、社会的非難に値するものとして、これら行為を自然犯としてとらえ、これが禁止抑止に刑罰をもつて臨むべきであるとの世論が高まり、その世論を背景として、今回、政府が人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律案を提案し、刑罰の威嚇による一般予防の効果をあらわすとしたことに対しても、一応の評価を与えるにやぶさかではございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔報告書は本号□に掲載〕

よつて生産される食品から生ずる公害犯罪を設立
ようとするものであります。また九日、日本共産
党から修正案が提出され、その内容は、事業者の
業務執行による事業活動に伴う有害物質の排出を
不正な公害事業罪として、その業務執行者とともに
に企業主を処罰すること等であります。

議題となりました人の健康に係る公害犯罪の処理に關する法律案に対し、反対の討論をいたしましたいよ深刻化している状況下においては、公害にと存じます。

をあげ得るかどうかの観点から本法案を検討した場合、まず本質的には、発生した危険が企業活動によるものであるにかかわらず、事実行為者がまず捕捉处罚され、それに付随して企業者たる法人が处罚せられるにすぎない点であり、しかも、事実行為者としては、せいぜい工場長以下の現場従業者が处罚をされ、それより上の会社幹部等が处罚される可能性はなく、しかも法人に対する罰金は、最高の場合でも五百円にしかすぎないのであります。

(号外) 報官

この罰規定は、法技術的な制約があるとはいき、いかにも見当はずれの方策であると評さなければなりません。

次に、危険の発生についての因果関係の立証の困難性を救うため、推定規定を設けようとする点であります。この推定規定はきわめて限定的かつ形式的であり、一見画期的な規定のごとく見て、実際には実効性が少なく、さほど有効なものとは思われず、特に異種原因の複合公害についてはもちろん、同種の集合複合公害についても、排出基準を守つていさえすれば違法性を阻却し、故意、過失なしとする政府解釈と相まって、ほとんど実効性がないものといわざるを得ないと思します。

また、公害が長期かつ継続的排出の結果であることを思えば、当然に企業の担当者が交代、転勤することが予想される事態に対しても、従来の共犯理論をどのように適用するかの問題も存するのであります。

さらに、最後に、最も非難されるべきは、法務省原案にあつたいわゆる「おそれ」条項を削除した点であります。およそ公害犯罪を自然犯としてとらえにあたっては、公害の及ぼす危険性にかんがみ、できるだけ事前に危険を生ずるおそれある状態においてとらえる必要から、法務省原案においては、「公衆の生命又は身体に危険を及ぼすおそれある状態を生じさせた者」と規定したのであります。

ですが、財界の猛然たる反対にあらず、政府はついにその圧力に屈し、右の「及ぼすおそれある状態」を削除して、單に「危険を生じさせた者」として本案を提案したものであります。

(拍手) いわゆる「おそれ」条項の存否は効果においては変わりはないのだなどと弁解するにおいては、これを許すことはできないのであります。

これを要するに、前述したことく、第一次的役割力に屈して後退したものというべきであり、(拍手) いわゆる「おそれ」条項の存否は効果においては変わらないのだなどと弁解するにおいては、これを許すことはできないのであります。

次に私は、本法案に關連し、公害に関する民事の無過失賠償責任制度制定の必要と、これに対する政府の姿勢について一言申し述べたいと存じます。

そこで最近、公害問題の民事の損害賠償について、民法の七百九条の例外として、無過失責任を規定すべしとの世論が支配的であり、昨日の産業公害、法務の両委員会に出席した参考人も、ほとんど異口同音にこれを支持しておるほどであります。

ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」と規定し、被害者救済につき公平をはかるため、損害賠償請求には相手方の故意、過失を必要とし、これにおいては、これによつて確かに両者の公平がはかられ、産業もまたこれによつて発展したのであります。

しかし、最近においては、科学の進歩とともに、わざわざは、今国会に三党共同で右制度の制定を提案いたしましたが、政府・自民党的不誠意により、いまだ日の目を見るに至つておりませんことは、これまできわめて遺憾のきわみであります。(拍手)

ますが、この問題についての政府答弁はまことに消極的であり、企業サイドに立脚しているものとしが考えられず、きわめて遺憾であります。

そこで、われわれは、今国会に三党共同で右制度の制定を提案いたしましたが、政府・自民党的不誠意により、いまだ日の目を見るに至つておりませんことは、これまできわめて遺憾のきわみであります。

産業の發展に伴い、デリケートな薬品が生まれ、複雑な機械があらわれるに及び、過失の立証のきわめてむずかしい損害が発生し得る場合が多くなつたのであります。かつては公平の原則に適合し、産業の發展を促した民法第七百九条は、いまや実質的には、弱い被害者に酷な不公平な原則となろうといたしておるのであります。水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく等の場合のことく、一方強大な大企業に対し、他方零細にして経済的に弱い被害者たちが訴訟において立ち向かつたとき、企業の故意、過失を被害者たちが立証すべきものとすることは、訴訟がいたずらに長引き、被害者がその負担にたえられない事態と相なり、かえつて実質上の公平が期せられない結果となつております。

(拍手)

○議長(船田中君) 林孝矩君。
〔林孝矩君登壇〕

○林孝矩君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の、人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律案について、反対の討論をいたすものであります。

すでに周知のことく、わが国経済の急速な成長に伴つて、公害犯罪の处罚に関する法律案について、反対の討論をいたすものであります。

は、あくまでも大企業本位、生産優先の政府の政策にささえられてきたものであります。この経済発展の際に、政府は重要な施策をおさげに

てきたのであります。
すなわち、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく等、次々に起こりつつある公害を見ると、公害という名のもとに、公然と犯罪が行なわれ、その犠牲者はさわめて悲惨な状態に追い込まれてゐるのであります。いまや、生命、健康に脅威を及ぼす公害を犯罪として摘発する必要を強く感ずるものであります。(拍手)

以下、政府提出の、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案に対する反対の理由を述べさせていただきます。

まず第一に、本法律案の最大の争点になつた「おそれ」の表現削除についてであります。今回公害罪法案は、公害施策の基本姿勢の宣言という意味で、国民の最低限の要求であつたのであります。しかるに、政府が、法務省原案にあつた「おそれ」の表現を削除したことにより、被害発生前に司法権を発動することをもづかしくして、犯罪の検挙が後手に回り、処罰の範囲が一段と狭くなつたことは否定しがたく、公害の事前防止が著しく後退したことは、連合審査及び委員会の審議を通して明らかにされたところであります。(拍手)

なぜ、法的根拠もなく、政府が「おそれ」の表現復活をかたくなに拒むのか、私は企業公害に対する政府の判断に重大な誤りがあると断定するものであります。

次に、構成要件のうち、人の健康を害する物質

を大気汚染、水質汚濁に限定している点であります。しかし、私は食品等も含むべきであると思うのであります。

張する裏には、法の運用の面において、大企業の期待にこなえようとする国民不在の政治姿勢を端的に物語るものがあります。

われわれは、かかる政策に加担する気持ちは毛頭ないのであり、よつて本法律案に反対するものであります。

以上で終わります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大法】

生状況等にかんがみ、農薬の品質の適正化と、その安全かつ適正な使用の確保をはかるため、農薬についての登録にかかる審査基準を強化し、登録の取り消しに關する措置を定める等、登録に關する制度を改善するとともに、登録の取り消しにかかる農薬等について、販売業者の販売を制限または禁止し、及び残留性の強い特定の農薬について、その使用を規制することができる等の措置を講じようとするものであります。

次に、内閣提出、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案は、最近における農用地の土壤の汚染の状況等にかんがみ、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染にかかる農用地の利用の合理化をはかるため、農用地土壤汚染対策地域の指定及び農用地土壤汚染対策計画の樹立の制度等を定めるとともに、農林省に土壤汚染対策審議会を設置して、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止等に関する重要な事項を調査審議させる等の措置を講じようとするものであります。

両案とも、十二月一日農林水産委員会に付託され、同月三日提案理由の説明を聽取した後、両案に対しては、四日及び五日の二日間にわたり、産

業公害対策特別委員会等八委員会からなる連合審査会において審議が行なわれました。

をもつて修正すべきものと議決した次第であります。

に努めるものとする。

生状況等にかんがみ、農薬の品質の適正化と、その安全かつ適正な使用の確保をはかるため、農薬についての登録にかかる審査基準を強化し、登録の取り消しに關する措置を定める等、登録に關する制度を改善するとともに、登録の取り消しにか

かる農薬等について、販売業者の販売を制限または禁止し、及び残留性の強い特定の農薬について、その使用を規制することができる等の措置を

體に付けるものであつた。

の四党共同提案により、販売禁止にかかる農薬の回収規定を設けること、指定農薬の使用的指導規定を設けることの二点にわたる修正を加え、結局

質としては、カトミウムのほか、鋸、西鎌等についても早急に指定を行なうこと等の六項目にわたる附帯決議が付されました。

第十二条の五及び第十二条の六の改正規定をそれぞれ第十二条の六及び第十二条の七とし、これらの改正規定の前に次のように加える。

次に 内閣提出 農用地の土壤の汚染防除等に
関する法律案は、最近における農用地の土壤の汚
染の状況等にかんがみ、農用地の土壤の特定有害
物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に

のと議決した次第であります。

〔参照〕
農業取締法の一部を改正する法律案に対する
修正案(委員会修正)
農業取締法の一部を改正する法律案に対する
修正案(委員会修正)

第一二三号の五 作物別生長促進率 一項別割合を算定する
又は水質汚濁性農薬を使用する者は、その使用
に当たつては、農業改良助長法（昭和二十三年
法律第百六十五号）第十四条の二第一項に規定
する改良普及員若しくは植物防疫法（昭和二十

地土壤汚染対策地域の指定及び農用地土壤汚染対策計画の樹立の制度等を定めることとも、農林省に土壤汚染対策審議会を設置して、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止等に関する重要な事項を調査審議させる等の措置を講じようとするものであります。

次に、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案は、十二月八日、九日の兩日質疑を行なうとともに、十日には参考人より意見を聴取するなど慎重審議を行ない、十日、質疑終了の後、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、農用地土壤汚染対策地域の指定につ

のよろに修正する。
第九条の改正に関する部分中「同条に次の二項」を「同条に次の三項」に改め、同条第三項の改正規定の次に次のように加える。

五年法律第百五十一号)第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

両案とも、十二月一日農林水産委員会に付託され、同月三日提案理由の説明を聽取した後、両案に対しては、四日及び五日の二日間にわたり、産

き、汚染地域の市町村長は、その指定を都道府県知事に要請する」ことがやむをえのとしたこと等につき修正を加え、結局のことば、本案は全会一致

よりその販売が禁止された場合には、製造業者若しくは輸入業者又は販売業者は、当該農薬を防除業者その他の農薬使用者から回収するよう

に対する修正案(委員会修正)

なお、本案には、五党の共同提案にかかる下水道設置費に対する国の財政措置の強化等四項目にわたる附帯決議が付されたのであります。そのため、その詳細は会議録に譲ることといたします。

○議長(船田中君) 下水道法の一部を改正する法律案、御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

下水道法の一部を改正する法律案に対する
修正案(委員会修正)

(号外)

3 公共下水道管理者は、汚水ます及び終末処理

有毒物質の拡散を防止するため、政令で定める基準に従い、適正に処理しなければならない。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

下水道法の一部を改正する法律案	海洋汚染防止法案
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。	
日程第三 海洋汚染防止法案(内閣提出)	
○議長(船田中君) 日程第三、海洋汚染防止法案を議題といたします。	
海洋汚染防止法案	
〔本号〔〕に掲載〕	
○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長(福井勇君)。	
〔報告書は本号〔〕に掲載〕	
〔福井勇君登壇〕	
○福井勇君 ただいま議題となりました海洋汚染防止法案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。	
本案は、最近における海洋の汚染の実情にかんがみ、海洋の汚染を防止し、海洋環境の保全に資するため、船舶からの油の排出について現行の規	<p>制を強化するとともに、新たに船舶からの廃棄物の排出並びに海洋施設からの油及び廃棄物の排出について、原則としてこれを禁止する規定を設けるほか、大量の油が排出された場合等における海の汚染の防除のための措置等について、所要の規定を整備しようとするものであります。</p> <p>本案は、十一月一日当委員会に付託され、翌三日橋本運輸大臣より提案理由の説明を聴取し、四日及び五日には産業公害特別委員会ほか六委員会と連合審査会を開き、また、七日、八日及び九日の三日間にわたり当委員会において質疑を行ない、九日には質疑を終了いたしたるところ、加藤六月君、内藤良平君、松本忠助君、和田春生君から、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案にかかる修正案と、田代文久君から日本共産党提案にかかる修正案が提出され、採決の結果、田代文久君提出の修正案を否決し、四党共同修正案及び修正部分を除く原案を可決し、よつて、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>

海洋汚染防止法案に対する修正案（委員会修正）

附則第十一條中第二条第五項第九号の二の改正

に關する部分中「改める。」を「改め、同号の次に次の次に次のように加える。」に改め、同条の改正に關する部

九の三 廃棄物受入施設 海洋汚染防止法第

て生じた廃棄物の受入れのための施設（港湾役務提供用船舶を除く。）

第二条第五項第十三号中「処理」の下に「及び船舶又は海洋施設において生じた廃棄物の受入れ」を加える。

讀書（船田中春）

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありません

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ

て、本案は委員長報告のとおり決しました。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出い

たします。

すなわち、この際、内閣提出、道路交通法の一

部を改正する法律案を議題となし、委員長の報

告を求め、その審議を進められんことを望みま

す。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ

て、日程は追加せられました。

道路交通法の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

道路交通法の一部を改正する法律案

〔本号〔〕に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地

方行政委員長菅太郎君。

て可決され、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共产党の五党共同提案により、政府は、交通公害の予防につとめるとともに、交通公害発生の場合は、迅速かつ的確な防止措置が講ぜられるよう万全を期すべき旨の附帯決議が付されました。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

〔菅太郎君登壇〕

○菅太郎君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、地方政府委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

○菅太郎君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

○議長(船田中君) 以上、御報告申し上げます。(拍手)

本件は、最近における道路の交通に起因する人の健康または生活環境にかかる被害の実情にかんがみ、その防止をはかるため、交通の規制を行なうことができるよう規定を整備しようとするものであります。

○議長(船田中君) 本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

本件は、十一月二十七日本委員会に付託され、十二月三日荒木国務大臣から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行ないました。

本日、質疑を終了しましたところ、日本共産党から本件に対し修正案が提出され、林委員より趣旨の説明が行なわれました。

討論の申し出もなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、政府原案は全会一致をもつ

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出い

たします。

すなわち、この際、内閣提出、廃棄物処理法案、自然公園法の一部を改正する法律案、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

〔本号〔〕に掲載〕

物取締法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議あ

められんことを望みます。

○議長(船田中君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ

て、日程は追加せられました。

廃棄物処理法案、自然公園法の一部を改正する法律案、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

○議長(船田中君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ

て、日程は追加せられました。

廃棄物処理法案、自然公園法の一部を改正する法律案、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

〔本号〔〕に掲載〕

自然公園法の一部を改正する法律案 (内閣提

出)

自然公園法の一部を改正する法律案 (内閣提

出)

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

〔本号〔〕に掲載〕

廃棄物処理法案 (内閣提出)

自然公園法の一部を改正する法律案 (内閣提

出)

なお、三法案に対し、附帯決議を付することに
決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参照]

廃棄物処理法案に対する修正案(委員会修
正)

廃棄物処理法案の一部を次のように修正する。

条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一條までを順次一条ずつ繰り下げる。

第八条第四項中「第六条」を「第七条」に改め、第

二章中同条を第九条とする。

第七条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、

同条を第八条とする。

第六条第二項中「計画」に適合するものでありの

下に「当該市町村による一般廃棄物の収集、運

搬及び処分が困難であり」を加え、同条を第七条

とすると。

第五条第四項中「(占有者がない場合には、管理者

者とする。以下同じ。)」を削り、同条を第六条と

する。

第一章中第四条の次に次の二条を加える。

(清潔の保持)

第五条 土地又は建物の占有者(占有者がない場

合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占

有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つ

ように努めなければならない。

第十五条を削る。

第三章中第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「努めなければならない」を「しなければならない」に改める。

第十五条を削る。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー

場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共

の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

第三十条中「第七条第一項又は第十四条第一項」を「第八条第一項又は第十五条第一項」に改める。

附則第一条第一項中「廃棄物処理法第六条第一項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項」に改め、同条第一項中「廃棄物処理法第六条第一項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項」に改め、同条第一項中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

附則第四条中「(清掃)を「廃棄物の処理」に改める」を「下水道の下に「廃棄物の処理」を加える」に改める。

第十六条中「第五条」を「第六条」に改める。

第十二条第一項中「第七条」を「第八条」に「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十一

一条」を「第十二条」に改める。

第二十五条中「第六条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十三条第一項」を「第七条第一項、第六条第六

項」を「第十二条」に改める。

附則第八条中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和年法律第

号) 第五条第一項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和年法律第

号) 第六条第一項」に改める。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、

大掃除を実施しなければならない。

第六項(第九条第四項及び第十四条第四項)に改め、同条第四項中「第六条」を「第七条」に改め、同

(海洋汚染防止法の一部改正)

第十二条 海洋汚染防止法の一部を次のよきに改正する。

第十一条第二項第三号中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に、「第五条第三項又は第十一項第二項」を「第六条第三項又は第十二条第二項」に改める。

附則第五条中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

○議長(船田中君) 委員長の報告は採決いたしました。

○議長(船田中君) 三案を一括して採決いたしました。

○議長(船田中君) 三案を委員長の報告は修正、他の二案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。

〔八田貞義君登壇〕
○八田貞義君 水質汚濁防止法案(内閣提出)
○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

水質汚濁防止法案を議題といたします。

第一に、本法は、工場排水の規制等により、公用水域の水質汚濁の防止をはかり、もつて国民の健康を保護することもに生活環境を保全することを目的とすること。

第二に、すべての公共用水域を対象とした一律の排水基準を總理府令で定め、さらに、この一律基準によつては水質の汚濁が十分に防止できないと認められる水域については、都道府県が条例でよりきびしい排水基準を定める」と。

第三に、汚水等を排出する施設については、設置計画等を都道府県知事に届け出させ、不適当な計画に対しても、その変更または廃止を命ずること。

第四に、排水基準に適合しない水の排出を禁止し、違反者は直ちに処罰するとともに、このよう

な污水を継続して排出するおそれがある場合に

を命ずること。

第五に、道都府県知事に、公共用水域の水質の保全に関する法律、及び工場排水等の規制に関する法律を統合し、これらの法律により定められた措置を抜本的に改善強化した新法を制定する趣旨をもつて提案されたものであります。

その内容は、

第一に、本法は、工場排水の規制等により、工場等に排出水量の減少等を勧告できるものとする

こと。

その他、中央及び都道府県の水質審議会、工場

等への立ち入り検査、本法の適用除外、國の援

助、研究の推進、特定の市長への知事の権限委

任、本法と条例との関係、罰則、経過措置等につ

いて定めること。

以上であります。

本案は、十二月一日当委員会に付託され、翌三

日佐藤經濟企画厅長官より提案理由の説明を聴取

し、四日及び五日における産業公害対策特別委員

会等との連合審査の後、八日より本日まで当委員

会において質疑を行ないました。

かくして本日、質疑を終了した後、自由民主

党、日本社会党、公明党及び民社党の共同提案に

より、改善命令、緊急時の措置その他に関する修

正案が提出され、次に、日本共産党から修正案が

國務大臣佐藤一郎君

(應召議員)

一、昨九日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

三宅正一君 中谷鉄也君 橋路孝弘君
下平正一君

國務大臣山中貞則君

一、昨九日、召集に応じた議員は次のとおりである。

石川県第二区選出 石川次夫君

十一月二十五日委員辞任につきその

理事 鈴木一君 (理事伊藤卯四郎君去る)

横路孝弘君 三宅正一君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る八日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十四回国会政府委員に任命することを承認した。

通商産業省公害 保安局公害部長 柴崎芳三

(政府委員任命)

一、昨九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、去る八日付議長において承認した柴崎芳三を昨九日第六十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(報告書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十四年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況

一、昨九日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十五年度第一・四半期における予算使用の状況

石川県第二区選出 益谷秀次君
(議席変更)
一、昨九日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

農林水産委員

福永一臣君

辞任

補欠

辞任

補欠

赤城宗徳君

松永光君

田中角榮君

田中角榮君

別川悠紀夫君

中澤茂一君

山崎平八郎君

阿部昭吾君

福永一臣君

渡辺武三君

小宮武喜君

別川悠紀夫君

岸信介君

中山利生君

山崎平八郎君

阿部昭吾君

横路孝弘君

中澤茂一君

阿部昭吾君

赤城宗徳君

岸信介君

中山利生君

山崎平八郎君

福永一臣君

横路孝弘君

西尾未廣君

渡辺武三君

小宮武喜君

三宅正一君

中山利生君

阿部昭吾君

西尾未廣君

赤松勇君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

八百板正君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

日野吉夫君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

勝岡田清一君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

横路孝弘君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

中山利生君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

赤城宗徳君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

笠岡喬君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

三宅正一君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

横路孝弘君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

岸信介君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

横路孝弘君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

山崎平八郎君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

渡辺武三君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

小宮武喜君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

別川悠紀夫君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

赤城宗徳君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

別川悠紀夫君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

山崎平八郎君

門司亮君

阿部昭吾君

西尾未廣君

阿部昭吾君

官 報 (号 外)

橋 兼次郎君	角屋堅次郎君	松本 忠助君	古寺 宏君
上村千一郎君	河野 洋平君	一、去る八日、議長において、次のとおり理事を補欠選任した。	員会において、次のとおり理事を補欠選任し
角屋堅次郎君	橋 兼次郎君	理事 中谷 鉄也君（理事川崎寛治君去る八	た。
予算委員	日理事辞任につきその補欠）	の辞任を許可し、その補欠を指名した。	の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任	補欠	（特別委員辞任及び補欠選任）	（特別委員辞任及び補欠選任）
橋崎弥之助君	木原 実君	員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
細谷 治嘉君	井岡 大治君	公職選挙法改正に関する調査特別委員	公職選挙法改正に関する調査特別委員
井岡 大治君	細谷 治嘉君	（議案送付）	（議案送付）
木原 実君	橋崎弥之助君	田中 昭二君	田中 昭二君
決算委員	辞任	古寺 宏君	古寺 宏君
木原 実君	橋崎弥之助君	田中 昭二君	田中 昭二君
補欠	補欠	古寺 宏君	古寺 宏君
産業公害対策特別委員	田中伊三次君	古寺 宏君	古寺 宏君
阿部 文男君	小沢 一郎君	古寺 宏君	古寺 宏君
阿部 文男君	田中伊三次君	古寺 宏君	古寺 宏君
松野 幸義君	小沢 一郎君	古寺 宏君	古寺 宏君
阿部 文男君	田中伊三次君	古寺 宏君	古寺 宏君
松野 幸義君	小沢 一郎君	古寺 宏君	古寺 宏君
議院運営委員	辞任	三、調査の方法	三、調査の方法
山口 鶴男君	中澤 茂一君	右各事項について実情を調査し、運営を適正	右各事項について実情を調査し、運営を適正
中澤 茂一君	山口 鶴男君	ならしめるため	ならしめるため
（理事補欠選任）	補欠	二、調査の目的	二、調査の目的
平林 剛君	藤田 高敏君	（調査要求承認）	（調査要求承認）
土井たか子君	大原 亨君	小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取	小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取
藤田 高敏君	佐藤 緑樹君	及び資料の要求等	及び資料の要求等
川端 文夫君	西田 八郎君	四、調査の期間	四、調査の期間
辞任	（調査要求承認）	本会期中	本会期中
山口 鶴男君	大原 亨君	右によつて国政に関する調査を致したいから衆	右によつて国政に関する調査を致したいから衆
中澤 茂一君	平林 剛君	議院規則第九十四条により承認を求める。	議院規則第九十四条により承認を求める。
（理事補欠選任）	佐藤 観樹君	求に対し、議長は去る八日これを承認した。	求に対し、議長は去る八日これを承認した。
（理事補欠選任）	藤田 高敏君	昭和四十五年十二月八日	昭和四十五年十二月八日
平林 剛君	藤田 高敏君	大蔵委員長 毛利 松平	大蔵委員長 毛利 松平
土井たか子君	國政調査承認要求書	一、調査する事項	一、調査する事項
衆議院議長 船田 中殿			

一、文教委員長から提出した次の国政調査承認要

求に対し、議長は昨九日これを承認した。

国政調査承認要求書

昭和四十五年十二月九日

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立

し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆

議院規則第九十四条により承認を求める。

衆議院議長 絹田 中殿

文教委員長 八木 徹雄

明治二十五年三月三十日
種郵便物認可

昭和四十五年十二月十日

衆議院會議錄第七号(一)

公害防止事業費事業者負担法案

る客土事業、施設改築事業その他の政令で定める事業

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業

五 第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定める事業

三 前項第一号の施設の設置には、公害防止事業団が公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十号)第十八条第四号の規定に基づき設置する施設の譲受けを含むものとする。

四 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長、地方公共団体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をい。

五 第二章 事業者の負担総額及び事業者負担金(費用を負担させる事業者の範囲)

第三条 公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうこと

が確実と認められる事業者とする。

四 第一条 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額(以下「負担総額」という。)は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの(以下「公害防止事業費」という。)の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該

公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。

五 公害防止事業が第二条第一項第一号から第三号まで又は第五号に係る公害防止事業である場合において、その公害防止の機能以外の機能、当該公害防止事業に係る公害の程度、当該公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により前項の額を負担総額と

することが妥当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額からこれらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額

をもつて負担総額とする。

三 公害防止事業が第二条第二項第四号に係る公害防止事業のうち当該公害防止事業に係る施設を事業者以外の者が利用し、かつ、事業者以外の者の利用の態様との均衡を考慮して第一項の額を負担総額とする。

四 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担総額を定める場合において、これらにかかるわらず、同項の額から政令で定めることにより算定する額を減じた額をもつて負担総額とする。

五 第二項の規定にかかるわらず、同項の規定にかかるわらず、同項の額から政令で定めるところにより算定する額を減じた額をもつて負担総額とする。

六 第二項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

七 施行者は、次の各号に掲げる事業につき前条第二項第四号の負担総額を定める場合において、第四条第二項の規定を適用して減すべき額を算定することが困難であると認められることは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第四分の二以上二分の一以下の割合

一 第二条第二項第一号に係る公害防止事業

二 第二条第二項第二号に係る公害防止事業

三 第二条第二項第三号に係る公害防止事業

四 第二条第二項第四号に係る公害防止事業

五 第二条第二項第五号に係る公害防止事業

六 第二条第二項第六号に係る公害防止事業

七 第二条第二項第七号に係る公害防止事業

八 第二条第二項第八号に係る公害防止事業

九 第二条第二項第九号に係る公害防止事業

る基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう定めるものとする。

四 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担総額を定める場合において、これらにかかるわらず、同項の額から当該公害防止事業に係る施設の設置に要する毎年度の費用(以下「管理費」という)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費とに区分するものとする。

五 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

六 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

七 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

八 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

九 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十一 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十二 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十三 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十四 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十五 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十六 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十七 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十八 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十九 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

(費用負担計画の変更)

第八条 施行者は、第六条第一項の費用負担計画を変更するときは、審議会の意見をきかなければならない。ただし、その変更が軽易である場合は、この限りでない。

九 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十一 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十二 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十三 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十四 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十五 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十六 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十七 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十八 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十九 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

二十 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

二十一 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

二十二 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

二十三 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

(政令で定める割合)

第八条 施行者は、第六条第一項の費用負担計画を変更するときは、審議会の意見をきかなければならない。ただし、その変更が軽易である場合は、この限りでない。

九 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十一 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十二 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十三 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十四 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十五 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十六 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十七 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十八 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

十九 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

二十 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

二十一 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

二十二 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

二十三 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更(軽易な変更を除く。)について準用する。

(費用負担計画と管理費とに区分され

る基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう定めるものとする。

四 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担総額を定める場合において、これらにかかるわらず、同項の額から当該公害防止事業に係る施設の設置に要する毎年度の費用(以下「管理費」という)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費とに区分するものとする。

五 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

六 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

七 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

八 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

九 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十一 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十二 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十三 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十四 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十五 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十六 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十七 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

十八 第二項第五項の規定は、費用負担計画の変更をする場合に適用する。

官報(号外)

3

ているときは、施行者は、毎年度、第六条第一項の費用負担計画に基づき管理費を負担させる各事業者及び当該管理費に係る事業者負担金の額を定めて、各事業者に対し、その者が納付すべき当該管理費に係る事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、管理費に係る事業者負担金の額の決定及び変更について準用する。

(収入の帰属)

第十一條 事業者負担金は、国の行政機関である施行者が決定するものにあつては国、地方公共団体の長である施行者が決定するものにあつては当該地方公共団体の長が統括する地方公共団体の收入とする。

(強制徴収)

第十二条 事業者負担金を、國の行政機関であるところは、施行者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、施行者は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

3 第一項の規定による督促を受けた事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合には、施行者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先だつものとする。

(共同納付の場合の特例)

第十三条 施行者は、第六条第一項の規定により費用負担計画を定めた場合において、当該公告防止事業の費用を負担させる事業者の全部又は一部から当該各事業者が負担すべき額について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、第九条第

一項及び第二項(第十条第二項において準用する場合を含む。)並びに第十条第一項の規定にかかるわらず、当該各事業者に係る事業者負担金の額を定めることができる。

2 施行者は、前項の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の一部であるときは、事業者負担金の額の決定に準じて、当該申出に係る事業者が共同で負担すべき額を定めなければならない。

3 第一項の申出に係る事業者が当該公害防止事には當該負担総額、その一部である場合には前業の費用を負担させる事業者の全部である場合には當該負担総額、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したときは、当該事業者は、その事業者負担金を納付したものとみなす。

4 第九条第三項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、第二項の共同で負担すべき額の決定について準用する。

(施行者が定める事項)

第十四条 この章に規定するものほか、公害防止事業に要する費用の事業者負担に関する手続は、施行者が定める。

第四章 雜則

(公害防止事業費負担審議会の設置)

第十五条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、施行者である国の行政機関に、政令で定めるところにより、公害

防衛事業費負担審議会を置くことができる。

2 公害防止事業費負担審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者に対する配慮等)

第十六条 この法律に基づく中小企業者の費用負担に関する事項は、施行者が費用を負担させる事業者を定める基準及び負担総額の配分の基準の決定並びに事業者負担金の納付について適切な配慮をするほか、国及び地方公共団体は、税制上及び金融上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

第十七条 施行者は、第六条第一項の費用負担計画に開しては、施行者が費用を負担させる事業者を定めるときより置く審議会

ろにより置く審議会

(罰則)

第二十一条 第十七条の規定による報告をせず、あるいは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に実施する事業について適用する。

(治水特別会計法の一部改正)

2 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のよう改正する。

第四条第一項第四号中「又は砂防法第十六条」を「砂防法第十六条又は公害防止事業費事業者負担法(昭和三十五年法律第四十号)第五号」に改める。

附則

(港務局についてのこの法律の適用)

第十九条 港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)第四条第一項の港務局は、この法律の適用について、地方公共団体とみなす。この場合において、次条第四号中「条例」とあるのは、「港湾法第十二条の二の規程」と読み替えるものとする。

(港務局についてのこの法律の適用)

第二十条 第六条第一項及び第八条第一項の審議会は、次のとおりとする。

一 施行者が国の行政機関である場合においては、公害防止事業費負担審議会

二 施行者が都道府県知事である場合においては、都道府県公害対策審議会

三 施行者が市町村長である場合においては、市町村公害対策審議会(市町村公害対策審議会が置かれていない市町村にあつては、条例で定めるところにより置く審議会)

四 施行者が地方公共団体の長のうち都道府県知事及び市町村長以外の者である場合においては、当該地方公共団体が条例で定めるところ

公害対策基本法第二十二条第二項の規定に基づき、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他の公害防止事業に要する費用の事業者負担に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

騒音規制法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十五年十二月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(ばい煙の排出の制限)

第十三条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設とならぬた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていてる者を含む。）の当該施設においてばい煙を大気中に排出されるばい煙についても適用する。

六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

第十四条を次のように改める。

(改善命令等)

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十五条を削り、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の二条を加える。

(燃料の使用に関する措置)

第十五条 都道府県知事は、いおう酸化物に係る

ばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域における

いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、その使用者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告すると認めることは、その

当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その

者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

3 第一項の燃料使用基準は、厚生省令、通商産業省令で定める燃料の種類について、厚生大臣及び通商産業大臣が定める基準に従い、同項の政令で定める地域ごとに都道府県知事が定める。

4 第一項の燃料使用基準は、厚生省令、通商産業省令で定める燃料の種類について、厚生大臣の制定又は改廃の立案をしようとするときは、

関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、

政令で定める地域ごとに都道府県知事が定める。

6 第一項の規定による届出は、粉じん発生施設

は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 粉じん発生施設の種類

四 粉じん発生施設の構造

五 粉じん発生施設の使用及び管理の方法

第六条を削り、第十八条の見出し中「特定有

害物質」を「特定物質」に改め、同条第一項を次のよう改める。

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い發生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（以下「特定物質」という。）を工場又は事業場に設置してあるもの（以下「特定施設」という。）を工場又は事業場に設置している者（以下「特定施設設置者」という。）は、特定施設につ

いて故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

第十八条第二項中「当該特定有害物質排出者」を「当該特定施設設置者」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

(基準適合命令等)

第十八条の四 都道府県知事は、粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していな

いと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設の

使用の一時停止を命ずることができる。

2 第二章の二 粉じんに關する規制

(粉じん発生施設の設置等の届出)

「当該特定施設設置者」を「当該特定施設設置者」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

(基準適合命令等)

第十八条の四 都道府県知事は、粉じん発生施設について準用する。

2 第十三條第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

3 第二十一條の見出し中「意見」を「要請等」に改める。

4 第十八条の五 第十一條及び第十二条の規定は、第十八条第一項又は第十八条の二第二項の規定による届出をした者について準用する。

2 第十三條第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

3 第二十一條の見出し中「意見」を「要請等」に改める。

2 第十三條第二項の規定は、前条の規定による命令について要請する場合を除くほか」を加え、同条（見出し及び条名を除く。）を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

都道府県知事は、前条の測定を行なつた場合

において、自動車排出ガスにより道路の部分及

びその周辺の区域に係る大気の汚染が総理府

令、厚生省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路

交通法（昭和二十五年法律第百五号）の規定によ

る措置をとるべきことを要請するものとする。

第四章 大気の汚染の状況の監視等

第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第三十二条 都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

2 第二十二条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生

するおそれがある場合として政令で定める場合

第二十五条 削除

に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であつて、いおう酸化物に係るばい煙量が厚生省令、通商産業省令で定める量をこえるばい煙発生施設を設置しているものは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設についていおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によつてはその事態を改善することができるときは、前項の規定による届出をした者に對し、その届出に係る計画を参考して、いおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合にあつては、ばい煙排出者に對し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを勧告し、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(公表) 第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。

昭和四十五年十二月十日 衆議院会議録第七号(二)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

第二十六条第一項「若しくは特定有害物質排出者」を「特定施設設置者若しくは粉じん発生施設を設置している者」に改め、「事故の状況」の下に「粉じん発生施設の状況」を、「ばい煙処理施設、特定施設」の下に「粉じん発生施設」を加える。

第二十七条を次のよう改める。
(適用除外等)
第一項の規定は、放射性物質による大気の汚染及びその防止については、適用しない。

2 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第七項に規定する電気工作物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第七項に規定するガス工作物であるばい煙発生施設、特定施設又は粉じん発生施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質又は粉じん(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、第六条から第十条まで、第十二条及び第十三条(これらの規定を第十八条の五第一項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項、第十七条第二項、第十八条、第十八条の二並びに第十八条の四の規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

3 通商産業大臣は、第六条、第八条、第十一条若しくは第十二条第三項(これらの規定を第十八条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙等の規定期間内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることとができる。

4 第三十条中「特定有害物質」を「特定物質」に改め、「健康」の下に「又は生活環境」を加え、同条の次に次の一條を加える。
(経過措置)
第三十条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができることとする。

5 第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三月以下に該当する場合は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。
一 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十五条第二項の規定による命令に違反した者

生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとときは、通商産業大臣に對し、当該ばい煙発生施設から排出され、又は飛散する粉じんについて大気中への排出又は飛散に関し、施設において発生するばい煙の大気中への排出に關し、並びに粉じん発生施設以外の粉じんを排出し、及び排出し、又は飛散させる施設につて、その施設から排出され、又は飛散する粉じんについて大気中への排出又は飛散に関し、施設を設置している者に改め、「事故の状況」の下に「粉じん発生施設の状況」を、「ばい煙処理施設、特定施設」の下に「粉じん発生施設」を加える。

6 第三十三条中「第十条」を「第九条」に改め、「若しくは第二項」を削り、「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。
一 第十三条第一項の規定に違反した者
二 第十八条の四の規定による命令に違反した者
六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
7 第三十四条及び第三十五条を次のよう改める。
一 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十五条第二項の規定による命令に違反した者

8 第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一 第七条第一項、第十八条第一項若しくは第十三条又は第十八条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十条第一項の規定に違反した者

9 第三十六条中「第三条」を「第四条」に改める。
10 第三十二条 この法律の規定は、地方公共団体が、ばい煙発生施設について、そのばい煙発生施設において発生するばい煙以外の物質の大気中への排出に關し、ばい煙発生施設以外のばい煙を発生し、及び排出する施設について、その

罪についての時効の期間による。

(第一審の裁判権)

の裁判権は、地方裁判所に属する。
この法律は、昭和四十六年七月一日から施行す
る。

理由

最近における公害の実情にかんがみ、事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせる行為等について特別の処罰規定等を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業取締法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和二十三年二月二日
内閣總理大臣 佐藤 栄作

この法律において「製造業」とは、農薬を製造す
る、又は加工してこれを販売する事業をいい、
「輸入業」とは、農薬を輸入してこれを販売する
事業をいう。

4 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農薬の販売の事業を営むものと

5 いい、「防除業者」とは、農薬を使用して行なうる病害虫の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の事業を営む者をいう。

この法律において「残留性」とは、農薬の使用に伴いその農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む)が農作物等又は土壤に残留する性質をいう。

従い」に改め、同項第三号中「使用するときは」の下に「使用に際し」を加え、「著しい」を削り、同項第七号中「且つ」を「かつ」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「通常の方法及び数量により」を「前条第二項第四号の事項についての中請書の記載に従い」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

「基づき」に改め、「改良しないときは」の下に「、次条第一項の規定により異議の申出がされている場合を除き」を加える。

第四条第二項中「速かに」を「すみやかに当該農業を登録し、かつ」に改め、同条第三項中「前条第一項の指示に基いて」を「前条第一項の規定による指示に基づいて」に改める。

第五条中「第一条を第二条第一項」に改め、同条ただし書を削り、同条の次に次の二条を加える。

もとに前条第二項(第四号)の事項にしての目的
講習の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第五号))第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の四において同じく)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁による水(その汚濁により汚染される水)運動

(原綱)
第五条の二 第二条第一項の登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその登録に係る農業の製造業又は輸入業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けた者の地

植物を含む。第十二条の四において同じ。)の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

位を承継する。
第二条第一項の登録を受けた者がその登録に
係る農業の製造業又は輸入業の全部又は一部の
譲渡しをしたときは、譲受人は、その登録を受
けた者の地位を承継する。

の記載に従い、当該農業を使用する場合には、
該農薬が有する農作物等についての残留性の
程度からみて、その使用に係る農作物等の汚
染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の
利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそ
れがあるとき。

³ 前二項の規定によると第一條第一項の登録をなされた者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、合併及び事業の譲渡度の場合は合併又は事業の譲渡しの日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出て、登録票の書替交付（一の農業の製造業又は

五 前条第二項第四号の事項についての申請書類の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壤についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壤の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を

輸入業の一部につき事業の譲渡しを受けた者にあつては、登録票の交付を申請しなければならない。

生ずるおそれがあるとき。

第六条第一項中「第二条」を「第一条第一項」に改め、「受けた者は」の下に、「農林省令で定めるところにより」を加え、「且つ、その写」を「かつ、ければならない。

は、同条の規定によつて製造業者又は輸入業者がした容器又は包装の表示とみなす。

第十条中「及び譲渡数量」の下に「(第十二条の二第一項の作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壤残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量)」を加え、「且つ」を「か」と、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第二十二条第二項を次のように改める。

前項の規定による処分についての異議申立てがあつた場合には、第六条の三第三項の規定を準用する。

第十二条の二の見出し及び同条第一項中「指定農薬」を「水質汚濁性農薬」に改め、同項第一号中「にわたる水田」を削り、同項第二号中「にわたる水田」を削り、「その使用に伴つて発生すると認められる水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがある」を「その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用海域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかである」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

都道府県知事は、水質汚濁性農薬に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他を勘案して、その区域内におけるその他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその区域内における水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるか、又はその区域においての汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかである」となる場合に、農林大臣及び都道府県知事の援助

の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(読み替規定)

前項ただし書に規定する改正規定の施行の日から水質汚濁防止法の施行の日の前日までの間は、改正後の農薬取締法第三条第一項第七号中「水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第号)第二条第一項」とあるのは、「公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第百八十一号)第三条第一項」とする。

(経過措置)
3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に改正前の農薬取締法第二条第二項の規定によつてされた登録の申請で、当該改正規定の施行の際現にこれに対する登録又は登録の拒否の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の農薬取締法第二条第一項の登録を受けている農薬について、当該改正規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間にされる再登録の申請については、改正後の農薬取締法第二条第二項の規定にかかわらず、当該農薬の毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の提出を省略することができる。

5 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に改正前の農薬取締法第六条の二第一項の規定によつてされた登録票の書替交付の申請で、当該改正規定の施行の際現にこれに対する書替交付又は書替交付の拒否の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

最近における農薬の使用に伴う被害の発生の状況等にかかる、農薬の品質の適正化とその安全

かつ適正な使用の確保を図るため、農薬についての登録に係る審査基準を強化し、登録の取消しに關する措置を定める等登録に關する制度を改善するとともに、登録の取消しに係る農薬等について販売業者の販売を制限又は禁止し、及び残留性の強い特定の農薬についてその使用を規制することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十五年十二月二日
内閣総理大臣 佐藤 築作

(目的)

第一条 この法律は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこならおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。
この法律において「農作物等」とは、農作物及び農作物以外の飼料用植物をいう。
この法律において「特定有害物質」とは、その物質が農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康をそこならおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質(放射性物質を除く。)であつて、法令で定めるものをいう。

(農用地土壤汚染対策地域の指定)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の一定の地域で、その区域内にある農用地の土壤及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこならおそれがある農畜産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壤汚染対策地域(以下「対策地域」といふ。)として指定することができる。

2 対策地域の区域内にある農用地についてそろにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対策地域の区域内にある農用地に係る次に掲げる事業に必要なものに関する事項

イ 農用地の土壤の特定有害物質による汚染を防止するためのかんがい排水施設その他

ロ 施設の新設、管理又は変更

ハ 農用地の土壤の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業

ニ 地目交換その他の事業

三 対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査測定に関する事項

四 その他必要な事項

3 前項第二号に掲げる事項に係る対策計画は、当該事業に係る農用地の土壤の特定有害物質による汚染の程度、当該事業に要する費用、当該事業の効果及び堅度等を勘案し、第一項に規定する目的を達成するため必要かつ適切と認められるものでなければならぬ。

4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

5 都道府県知事は、前項の承認の申請をしようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、

一 対策地域の区域の変更等)
第四条 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。
5 都道府県知事は、前項の承認の申請をしようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、
一 対策地域の区域の変更等)
第五条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、当該対策地域について、その区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染を防止し、若しくは除去し、又はその汚染に係る農用地(以下「汚染農用地」といふ。)の利用の合理化を図るため、選定なく、農用地土壤汚染対策

第六条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更により、又は対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策計画を変更することができる。

2 前項第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更（農林省令で定める軽微な変更を除く）について準用する。

(排水基準設定等のための都道府県知事の措置)

第七条 都道府県知事は、対策地域を指定し、又はその区域を変更した場合において、当該対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の程度、当該対策地域に係る対策計画の内容等を総合的に勘査して、人の健康をそこならおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第号）第三条第三項若しくは大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第四条第一項の規定により、当該農用地に水が流入する公共用水域に排出される排出水に係る排水基準若しくは当該対策地域の全部若しくは一部を含む区域におけるばい煙発生施設において発生するばい煙に係る排出基準を定め、又はこれららの規定により定められた当該排水基準若しくは排出基準を変更するためには必要な措置をとるものとする。

(特別地区の指定等)

第八条 都道府県知事は、対策地域の区域内にある農用地のうちに、その土壤及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこならおそれがある農畜産物が生産されると認められる農用地があるときは、当該農用地において作付けをすることが適当でない農作物又は当該農用地に生育する農作物以外の植物で家畜の飼料の用に供することが適当でないもの（以下「指定農作物等」と総称する。）

2 前項第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更（農林省令で定める軽微な変更を除く）について準用する。

(排水基準設定等のための都道府県知事の措置)

第七条 都道府県知事は、対策地域を指定し、又はその区域を変更した場合において、当該対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の程度、当該対策地域に係る対策計画の内容等を総合的に勘査して、人の健康をそこならおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第号）第三条第三項若しくは大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第四条第一項の規定により、当該農用地に水が流入する公共用水域に排出される排出水に係る排水基準若しくは当該対策地域の全部若しくは一部を含む区域におけるばい煙発生施設において発生するばい煙に係る排出基準を定め、又はこれららの規定により定められた当該排水基準若しくは排出基準を変更するためには必要な措置をとるものとする。

(農用地の土壤の汚染に関する調査測定等)

第九条 都道府県知事は、特別地区的区域若しくはその指定農作物等の範囲を変更し、又は当該特別地区的区域若しくはその指定農作物等の範囲を解除することができる。

2 前項第二項の規定は、前項の規定による特別地区的区域若しくは指定農作物等の範囲の変更又は特別地区的指定の解除について準用する。

(農作物等の作付け等に関する勧告)

第十条 都道府県知事は、特別地区的区域内にあら農用地において当該農用地に係る指定農作物等の作付けをし、若しくはしようとして、又は当該農用地に生育している当該指定農作物等を畜の飼料の用に供し、若しくは供しようとしている者がある場合には、その者に対し、当該農用地において当該農用地に係る指定農作物等の作付けをしないよう、又は当該農用地に生育している当該指定農作物等を畜の飼料の用に供しないように勧告することができる。

(農用地の土壤の汚染の防止に関する措置の要請)

第十四条 都道府県知事は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び農林省その他の関係行政機関の職員のうちから農林大臣が任命する。

3 審議会は、非常勤とする。

4 前二項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(立入調査等)

第十五条 農林大臣又は都道府県知事は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去に関する調査測定するため必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、農用地に立ち入り、土壤若しくは農作物等を無償で集取させることができ。前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(農用地の土壤の汚染の防止に関する措置の要請)

第十九条 第十五条第一項の規定による調査測定又は集取を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の刑を科する。

(施行期日)

2 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林省設置法の一部改正)

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

(農用地の土壤の汚染に関する調査測定等)

第十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に關し、必要に応じて調査測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(土壤汚染対策審議会)

第十三条 農林省に、土壤汚染対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に応じ、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化に関する重要な事項を調査審議する。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

第十六条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずる改ざんができないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

5 公共下水道管理者は、前二項の規定により命令をしようとするときは、あらかじめ、当該くみ取便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していきたいことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

6 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に關し利害關係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

7 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

第十二条第一項中「公共下水道管理者は、」の下に「継続して」を加え、「排除し、継続して」を「排除して」に改め、同項第一号中「公共下水道」の下に「若しくは流域下水道」を加え、同項第二号中「放流水」を「公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」といふ。)」に改め、「第八条」の下に「(第二十五条の十において準用する場合を含む。次項、第十三条第二項及び第三十七条の二第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「公共下水道の機能」を「公共下水道若しくは流域下水道の機能」に、「放流水」を

「公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水」に改め、同条の次に次の二条を加え
る。

(水質の測定基準等)
第十二条の二 繼続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるものは、建設省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。
第十三条第一項を次のように改める。

（管
理）

第二章の次に次の一章を加える。
第二章の二　流域下水道

2
公共下水道規則は、公共下水道の運営規則のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせてはならない。

四 流域関連公共下水道の予定処理区域
五 工事の着手及び完成の予定期日
前項の事業計画の記載方法その他その記載に
関し必要な事項は、建設省令で定める。
(認可基準)

公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第十三条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十四条第一項中「工事の施行」を「工事を施行する場合、第二十五条の七第二項の規定による通知を受けた場合」に改める。

第二十条第二項第一号中「使用者」を「下水の量及び水質その他使用者」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第 号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

第二十一条第一項中「放流水」を「公共下水道か

(管理)

第二十五条の二 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行なうとする。

2 前項の規定にかかるらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。
(事業計画の認可)

第二十五条の三 前条の規定により流域下水道を管理する者(以下「流域下水道管理者」といふ。)は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、建設大臣の認可を受けなければならぬ。

2 都道府県は、前項の事業計画を定めようとするとときは、あらかじめ、関係市町村の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする厚生大臣の意見をきかなければならぬ。

4 前三项の規定は、流域下水道管理者が第一項の認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合について準用する。

(事業計画に定めるべき事項)

第二十五条の四 前条第一項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 流域下水道

四　流域関連公共下水道の予定処理区域
五　工事の着手及び完成の予定期年月日

二　前項の事業計画の記載方法その他その記載に
関し必要な事項は、建設省令で定める。

(認可基準)

第二十五条の五　建設大臣は、第二十五条の三第三
一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、事業計画が
次の基準に適合しているかどうかを審査して、
これをしなければならない。

一　流域下水道の配置及び能力が当該地域に及ぶ
ける降水量、人口その他の下水の量及び水質等
に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び
土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して
して適切に定められていること。

二　流域下水道の構造が第二十五条の十において
準用する第七条の技術上の基準に適合して
いること。

三　流域関連公共下水道の予定処理区域が排水
施設及び終末処理場の配置及び能力に相応して
ていること。

四　当該地域に閑し流域別下水道整備総合計画
が定められている場合には、これに適合して
いること。

五　当該地域に閑し都市計画法第二章の規定に
より都市計画が定められている場合又は同法
第五十九条の規定により都市計画事業の認可
若しくは承認がされている場合には、流域下
水道の配置及び工事の時期がその都市計画又
は都市計画事業に適合していること。

(供用開始の通知等)

第二十五条の六　流域下水道管理者は、流域下水
道の供用を開始しようとするとき、又は終期
場により下水の処理を開始しようとするとき

ものでないこと。

(廃油の処理の引受け義務)

第二十四条 運輸大臣は、第二十条第二項の規定による届出があつた場合において、当該事業の運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでない。

二 前条第二項の規定による届出をする港湾管理者は、前項第二号の事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

三 第一項の申請書又は前項の届出書には、事業計画書、廃油処理施設の工事設計書その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。
(許可の欠格条項)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなくなつた日から一年を経過しない者

二 第三十三条第一項の規定により第二十条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第二十三条 運輸大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該事業の開始が当該廃油処理施設の設置を受けた場合にあつては、その

収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域に係る一般の需要に適合するものであること。

二 当該事業の用に供する廃油処理施設が運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 当該事業の用に供する廃油処理施設が運輸省令で定める技術上の基準に適合するもので有する能力を有するものであること。

(事業開始の届出)

第二十五条 第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者(以下「廃油処理事業者」といふ)は、事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
(廃油処理規程)

第二十六条 港湾管理者以外の廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 港湾管理者である廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ運輸省に届け出なければならない。ただし、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

三 港湾管理者である廃油処理事業者は、第一条第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その変更に係る廃油処理施設の変更の工事の開始の日(工事を要しないときは、その変更日の三十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。ただし、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二十四条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その変更前」と読み替えるものとする。

5 廃油処理事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
(氏名等の変更)

第二十九条 港湾管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第一号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
(廃油処理施設の維持等)

第三十条 廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理施設を第二十三条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 廃油処理事業者は、廃油の処理の方法に関する運輸省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。

3 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設又は当該事業における廃油の処理の方法が、第二十三第三号又は前項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

4 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

5 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

6 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

7 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

8 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

9 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

10 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

11 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

12 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

13 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

14 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

15 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

16 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

17 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

18 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

19 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

20 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

21 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

22 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

23 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

24 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

25 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

26 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

27 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

28 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

29 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術供する廃油処理施設の修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずこと。

ととなつたとき。

2 運輸大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(自家用廃油処理施設)

第三十四条 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設(運輸省令で定める小規模のものを除く。以下「自家用廃油処理施設」という。)により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理事業の用に供する廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に対し、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 第二十二条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3 第二十四条の規定は、第一項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「この廃油の処理の開始前」と読み替えるものとする。

(適用規定)

第三十五条 第二十五条、第二十八条第三項から第五項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、前条第一項の規定による届出をした者(以下「自家用廃油処理施設の設置者」といふ。)に準用する。

(港湾管理者への勧告等)

第三十六条 運輸大臣は、港湾管理者の管理する港湾について、当該港湾における廃油の処理の一般の需要に適合する廃油処理施設の能力が十分に存しないと認められる場合において、船舶

の油による海洋の汚染の防止のため必要があるときは、当該港湾管理者に対し、所要の廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができ

る。

2 国は、必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に対し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

(都道府県知事への通知等)

第三十七条 運輸大臣は、第二十条第一項の許可の申請があり、又は同条第二項の規定による届出があつたときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。ただし、当該届け出た者が都道府県である港湾管理者であるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、廃油処理事業者(当該廃油処理事業者が都道府県である港湾管理者である場合は、その廃油の処理の方法に関する必要があると認めたときは、運輸大臣に対し、第三十条第三項の規定による措置を講すべきことを要請することができる。

3 運輸大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置について当該都道府県知事に通知するものとする。

(第六章 海洋の汚染の防除のための措置)

(大量の油が排出された場合の防除措置)

第三十八条 運輸省令で定める量以上の量の油(油分の濃度が運輸省令で定める濃度以上ものに限る。)の排出(以下「大量の油の排出」という。)があつたときは、次に掲げる者は、運輸省令で定めるところにより、排出された油のひろがり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去(以下「排出油の防除」という。)のための応急措置を講じなければならない。

2 大量の油の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、運輸省令で定めるところにより、排出油の防除のため必要な措置を講じなければならない。ただし、前項に定める者が同項の規定による措置を講じた場合において、これらの者が講ずる措置のみによつて確実に排出油の防除ができると認められるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、同項各号に掲げる者が同項の規定により講ずべき措置を講じていないと認められるときは、海上保安庁長官は、これらの者に対し、同項の規定により講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。

(海上保安庁長官の措置に要した費用の負担)

第四十一条 海上保安庁長官は、第三十九条第一項から第三項まで及び前条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で運輸省令で定める範囲のものについて、運輸省令で定めるところにより、当該排出された油、廃棄物その他の物が積載されていた船舶の船舶所有

で定める範囲をこえてひろがるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

1 当該排出された油が積載された船舶から航行されたものであるときは、次に掲げる者は、船長又は当該排出された油が管理されていた施設の管理者

2 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該油の排出の原因となる行為をしたもの(その者が船舶内にあ

る者であるときは、当該船舶の船長)。

2 油が前項ただし書の運輸省令で定める範囲にこえて海面にひろがつていることを発見した者は、遅滞なく、その旨をもよりの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

3 当該油の排出が船舶の係留中に行なわれたときは、当該係留施設の管理者

2 当該港が当該排出された油の陸揚港であるときは、当該油の荷受け人

1 当該港が当該排出された油の船積港であるときは、当該油の荷送人

2 当該油の排出が船舶の係留中に行なわれたときは、当該係留施設の管理者

2 当該油の排出が船舶の係留中に行なわれたときは、当該油の荷送人

4 大量の油の排出があつた場合において、当該油の排出が港内又は港の附近にある船舶から航行されたものであるときは、次に掲げる者は、第一項及び第二項に定める者に対しこれらの規定により講ずべき措置の実施について援助し、又はこれらの者と協力して排出油の防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

1 当該排出された油が積載された船舶から航行されたものであるときは、次に掲げる者は、船長又は当該排出された油が管理されていた施設の管理者

2 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該油の排出の原因となる行為をしたもの(その者が船舶内にあ

る者であるときは、当該船舶の船長)。

2 油が前項ただし書の運輸省令で定める範囲にこえて海面にひろがつていることを発見した者は、遅滞なく、その旨をもよりの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

3 当該油の排出が船舶の係留中に行なわれたときは、当該係留施設の管理者

2 当該港が当該排出された油の陸揚港であるときは、当該油の荷受け人

1 当該港が当該排出された油の船積港であるときは、当該油の荷送人

2 当該油の排出が船舶の係留中に行なわれたときは、当該油の荷送人

。

者又はこれらの物が管理されていた海洋施設その他の施設(陸地にあるものを含む。)の設置者に負担させることができる。ただし、異常な天災地変その他の運輸省令で定める事由により当該油、廃棄物その他の物が排出されたときは、この限りでない。

2 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

3 第一項の規定による費用の負担の履行については、海上保安庁長官が適当と認めるときは、第一項の規定による費用の負担の履行に金銭の納付に代え当該措置のために消費した薬剤その他の資材に相当する資材の納付によることができる。

4 第一項の場合において、当該油、廃棄物その他他の物の排出につき責めに任すべき者があるときは、同項の船舶所有者又は施設の管理者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

(油による著しい汚染の防除のための財産の処分)

第四十二条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域において排出された著しく大量の油により海洋が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与える、若しくは事業活動を困難にし、又はこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれららの障害を防止するため排出油の防除の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該排出油の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、当該排出された油が積載されている船舶を破壊し、当該排出された油を焼却するほか、当該排出された油のある現場附近の海域にある財産の処分をすることができる。

第七章 雜則

(廃船の規制)

第四十三条 何人も、船舶を海洋に捨ててはなら

ない。ただし、政令で定める海域に政令で定める方法により捨てる場合又は除去することが困難な遭難船舶を放置する場合は、この限りでない。

(港湾における廃棄物処理施設等の整備計画)

第四十四条 港湾管理者は、当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃棄物の種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃棄物が排出され、海洋が汚染されることを防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃棄物処理施設の整備が促進され、及び廃棄物の処理場所が確保されるようこれらの建設又は配置について港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第四十八条第一項の計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。

(海洋の汚染状況の監視等)

第四十五条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域における海洋の汚染状況について、必要な監視を行なわなければならぬ。

2 海上保安庁長官は、著しい海洋の汚染があると認めるときは、その汚染の状況について、当該汚染海域を地先水面とする地方公共団体の長に通知するものとする。

(水路業務及び気象業務の成果の活用等)

第四十六条 海上保安庁長官及び気象庁長官は、水路業務又は気象業務による成果及び資料を海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のために活用するとともに、これらの業務に関連する海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のための科学的調査を実施するものとする。

(関係行政機関の協力)

第四十七条 運輸大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のための科学的調査を実施するものとする。

2 関係地方公共団体の長は、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のため必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、運輸大臣に対し、意見を述べることができる。

3 農林大臣は、油又は廃棄物の排出により漁場及びその周辺海域において生ずる廃棄物の種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃棄物が排出され、海洋が汚染されることを防止するための適切な措置を講ずることを要請することができる。

(報告の徴収等)

第四十八条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができることとする。

2 運輸大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、船舶所有者若しくは船長又は海洋施設の設置者に対し、当該船舶又は海洋施設に係る油若しくは廃棄物の排出又は油若しくは廃棄物の取扱いに関する作業に關し報告をさせることができる。

3 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他物件を検査させることができる。

4 運輸大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の設置者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油濁防止規程、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

2 関係地方公共団体の長は、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のため必要があると認めるとときは、この法律の施行に関し、運輸大臣に対し、意見を述べることができる。

(油記録簿の写しの証明)

第四十九条 前条第四項の規定により船舶又は船舶所有者の事務所に立ち入った職員は、この法律の施行に必要な限度において、油記録簿の記載事項の写しを作成し、その写しが真正である旨の証明を船長又は船舶所有者に対して求めることができる。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(油記録簿の写しの証明)

第五十条 国は、ビルジ排出防止装置、廃油処理施設その他の海洋の汚染を防止するための装置若しくは施設の設置又は改善に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究及び調査の推進等)

第五十一条 国は、船舶及び海洋施設からの油及び廃棄物の排出の防止並びに廃油及び廃船の処理に関する技術の研究及び調査その他の海洋の汚染の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(適用除外)

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による海洋の汚染及びその防止については、適用しない。

(権限の委任)

第五十三条 この法律の規定により運輸大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長又は管区海上保安本部長に行なわせることができる。

2 管区海上保安本部長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所の長に行なわせることができる。

(経過措置)

第五十四条 第二条第六号の規定に基づき、政令を制定し、又は改廢する場合においては、政令

事業者が廃油の収集を船舶又は自動車により行なう場合は、第二十一条第一項第二号の海域とみなす。

第八条 この法律の施行前にした行為又は附則第三条の規定によりなお効力を有することとされた旧海水油濁防止法第五条第一項、第六条、第八条若しくは第九条第一項から第三項までの規定若しくは附則第五条の規定によりなお効力を有することとされた清掃法第十二条第三号の規定に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

第九条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十七号の三を次のように改める。

十七の三 海洋汚染防止法(昭和年法律第号)の施行に關すること(船舶局、港湾局及び海上保安庁の所掌に属するものを除く)。

(海上保安庁法の一部改正)

第十条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「海難救助」の下に「海洋の汚染の防止」を加える。

第七条中第十二号を第十二号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 海洋汚染防止法(昭和年法律第号)に基づき海上保安庁の権限に属させられた事項

(港湾法の一部改正)

第一条第五項第九号の二中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第百二十七号)第二条第六項」を「海洋汚染防止法(昭和四十九年法律第百五号)」の一部を次のように改正する。

第九号「に改める。 年法律第号)第三条

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第四項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十七号)第十二条第一項」を「海洋汚染防止法(昭和二十九年法律第七十二号)」に改める。

第百二十七条第一項に、「第二十五条第一項」を「第三十四条第一項に、「第二条第六項」を「第三条第九号」に改める。

(船舶整備公団法の一部改正)

第十三条 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十七号)第二条第四項」を「海洋汚染防止法(昭和年法律第号)第五条」に改める。

(道路交通法の一部を改正する法律案)

第十三条 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第

四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十七号)第二条第四項」を「海洋汚染防止法(昭和年法律第号)第五条」に改める。

(船舶整備公団法の一部改正)

第十三条 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第

四十六号)の一部を次のように改正する。

「その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」に改める。

第二条に次の一号を加える。

二十一 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動のうち総理府令。

厚生省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

第四条第一項及び第七条第一項中「その他交通の安全と円滑を図る」を「その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害の防止を図る」に改める。

第九条第一項中「その他交通の安全と円滑を図る」を「その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害の防止を図る」に改め、同条第二項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、交通公害の防止を図るためにも得ないと認めるときは、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により行なうことができる。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 公安委員会は、第十二条第一項の規定により横断歩道を設ける場合又は第二十条第一項若しくは第七十五条の四第一項の規定により車両通行帯を設ける場合には、政令で定めるところにより、道路標識等を設置して行なわなければならぬ。

第四十二条中「その他の交通の安全を図る」を「その他の交通の安全を図り、若しくは交通公害の防止を図る」に改める。

第一百十条の次に次の二項を加える。

(交通公害に係る交通の規制の手続)

第一百十条の二 公安委員会は、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十九号)第十七条第一項若しくは第二十三条第四項又は騒音規制法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十一条第一項若しくは第二十三条第四項又は騒音規制法(昭和四十三年法律第九十九号)第十七条第一項の要請があつた場合その他交通公害が発生したことを知つた場合において、必要があると認めるときは、当該交通公害の防止に資する第四条第一項、第七条第一項、第二十二条第二項又は第四十二条の規定によりその権限に属する事務を行なうものとする。この場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に資する資料を提供を求めることができる。

2 公安委員会は、交通公害の防止を図るため第七条第一項の規定により自動車の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、その

禁止又は制限を行なうことにより、広域にわたる範囲内において政令で定める者(都道府県知事及び関係地方行政機関の長その他政令で定める者)の意見をきかなければならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一章 総則(第一条—第四条)

最近における海洋の汚染の実情にかんがみ、海洋の汚染を防止し、もつて海洋環境の保全に資するため、船舶からの油の排出の規制を強化するとともに、船舶からの廃棄物の排出並びに海洋施設からの油及び廃棄物の排出を規制し、海洋の汚染の防除のための措置を講ずる必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

道路交通法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十五年十一月二十七日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

道路交通法の一部を改正する法律

右 国会に提出する。

昭和四十五年十一月二十七日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

道路交通法の一部を改正する法律

右 国会に提出する。

昭和四十五年十一月二十七日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

道路交通法の一部を改正する法律

右 国会に提出する。

第一章 総則(第一条—第四条)

廃棄物処理法案

右 国会に提出する。

昭和四十五年十一月一日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

廃棄物処理法案

右 国会に提出する。

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 一般廃棄物(第五条 第八条)

第三章 産業廃棄物(第九条 第十四条)

第四章 雑則(第十五条 第二十四条)

第五章 罰則(第二十五条 第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物を適正に処理すること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でいふん尿、廃油、

廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物

又は不要物であつて、固形状又は液状のもの

(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く)をいう。

第二条 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

第三条 この法律において「産業廃棄物」とは、事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でいふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

(事業者の責務)
第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第二条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行なうことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならぬ。

(国及び地方公共団体の責務)
第四条 市町村は、つねに清掃思想の普及を図ることともに、廃棄物の処理に関する事業の実施にあたつては、職員の資質の向上、施設の整備及

び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域

内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるよう必要な措置を講ずることを目的とする。

國は、廃棄物の処理に関する技術開発の推進

を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならぬ。

2 都道府県は、市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 国は、廃棄物の処理に関する技術開発の推進

を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならぬ。

4 市町村は、第一項に規定する区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

5 市町村長は、第一項に規定する区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

6 市町村は、当該市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に關し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(一般廃棄物処理業)

第六条 前条第一項に規定する区域内においては、その区域を管轄する市町村長の許可を受けなければ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なつてはならない。ただし、事業者がその一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつばら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他の厚生省令で定める場合は、この限りでない。

第七条 し尿処理施設又はごみ処理施設(政令で定めるごみ処理施設を除く。以下同じ。)を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長とする。)に届け出なければならない。ただし、当該し尿処理施設がし尿浄化槽である場合であつて、当該し尿浄化槽に關し、建築基準法(昭和二年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

8 市町村は、前項の規定により定めた基準に従つて、同項に規定する一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 市町村は、前項の規定により定めた基準に従つて、同項に規定する一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

3 市町村が行なうべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に關する基準(海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法(昭和二年法律第二百一号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方

3 第一条の許可是、期限を附し、一般廃棄物の収集を行なうことができる区域を定め、又は

生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

2 市町村長は、前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであり、かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 第一条の許可是、期限を附し、一般廃棄物の収集を行なうことができる区域を定め、又は

環境衛生上必要な条件を附することができる。

4 第一条の許可を受けた者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、当該市町村が前条第六項の規定により条例で定める収集、運搬及び

処分に関する手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

5 第一条の許可を受けた者は、前条第一項に規定する区域内においては、同条第三項の政令で定める基準に従い、一般廃棄物の収集、運搬又

は処分を行なわなければならない。

都道府県は、第一項の許可を受けた者がこの場所に集める等市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

6 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

8 市町村長は、第一項の許可を受けた者がこの場所に集める等市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

9 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

10 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

11 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

12 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

13 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

14 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

15 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

16 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

17 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

18 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

19 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

20 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

21 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

22 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

23 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

24 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

25 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

26 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

27 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

28 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

29 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

30 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

31 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

32 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

33 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

34 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

35 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

36 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

37 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

38 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

39 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

40 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

41 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

42 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

43 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

44 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

45 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(一) し尿処理槽清掃業

第八条 し尿処理槽の清掃を業として行なおうと

する者は、当該業を行なうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者は、厚生省令で定める基準に従い、屎尿浄化槽の清掃を行なわなければならない。

4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。

第三章 産業廃棄物

(事業者及び地方公共団体の処理)

第九条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認められる産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

第十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るために、産業廃棄物に關する処理計画を定めなければならない。

2 前項の処理計画には、産業廃棄物の処理施設の設置、産業廃棄物の運搬、産業廃棄物の処分の場所その他産業廃棄物の処理に關する基本的事項を定めなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の処理計画を定める場合には、あらかじめ、公害対策基本法(昭和四十二年法律第二百三十二号)第二十九条の規定による都道府県公害対策審議会の意見をきかなければならない。(事業者の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は産業廃棄物の処理を業として行なうことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬又は処分に關する業務の提供を受ける場合は、この限りでない。

2 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行なう場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(海洋を投

入処分の場所とすることができるものと定めた産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。)に従わなければならない。

3 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

4 都道府県知事は、事業者の産業廃棄物の運搬若しくは処分が第二項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、又は事業者の産業廃棄物の保管が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、その産業廃棄物の運搬若しくは処分又は保管の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係る屎尿を環境衛生上支障が生じないようにして処理することに努めなければならない。

7 市町村は、ふん尿の使用方法を

として行なうとする者は、当該業を行なうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者がその産業廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

5 第一項の許可を受けた者は、第十二条第二項の政令で定める基準に従い、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行なわなければならない。

6 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。この場合に

許可を受けた者について準用する。この場合に

あるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

第十四条 廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下「産業廃棄物処理施設」という。)を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 産業廃棄物処理施設は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の維持

管理が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その管理者に対し、当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

4 第四章 雜則

(清潔の保持)

第十五条 土地又は建物の占有者は、その占有

する区域を管轄する都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般

廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の管理者又は屎尿淨化

施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

(産業廃棄物処理業)

第十三条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業

する。

(ふん尿の使用方法の制限)

第十七条 ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法によることでなければ、肥料として使用してはならない。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法

律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の管理者又は屎尿淨化

に届け出なければならない。出について準用する。

2

(計画変更命令)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排出水に係る排水基準(第三条第一項の排水基準(同条第三項の規定により排水基準が定められた場合には、その排水基準を含む。)をいう。以下単に「排水基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは污水等の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第五条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第九条 第五条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは污水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2

(都道府県知事)

第十一条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。

に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2

(承継)

第十二条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2

(第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出)

第十三条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者には、その届出を了承した者は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3

(前二項の規定による届出)

第十四条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2

(排水水の排出の制限)

第十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な渦水その他これに準ずる事由により公共用

おいて排水基準に適合しない排出水を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは污水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2

(前条第二項の規定)

第十六条 第五条第一項の規定による命令について準用する。

2

(排水水の汚染状態の測定等)

第十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に属する公共用水域の一部の区域について、異常な渦水その他これに準ずる事由により公共用

水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合に属する公用水域の一部の区域について、異常な渦水その他これに準ずる事由により公共用

2

(緊急時の措置)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に属する公用水域の一部の区域について、異常な渦水その他これに準ずる事由により公共用

(都道府県水質審議会)
第二十一条 都道府県に、都道府県水質審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置く。
 2 都道府県審議会は、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要な事項を調査審議する。
 3 都道府県審議会は、前項に規定する重要な事項に関する意見を述べることができる。
 4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

第五章 雜則

(報告及び検査)

第二十二条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関する報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(適用除外等)

第二十三条 この法律の規定は、放射性物質による公共用水域の水質の汚濁及びその防止については、適用しない。
 2 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者に關しては当該鉱山について、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第七項に規定

する電気工作物又は海洋汚染防止法(昭和年法律第二十九号)第三条第九号に規定する廃油処理施設である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者に關しては当該特定施設について、第五条から第十一条まで及び第十三条第一項の規定を適用せず、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染防止法の相当規定の定めるところによる。

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国機関の長(以下この条において単に「行政機関の長」という。)は、第五条、第七条、第十一条又は第十三条第三項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定する特定施設に係る排出水に起因する公共用水域の水質の汚濁により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第八条又は第十三条第一項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定(海洋汚染防止法にあっては、第八条の規定に相当する同法の規定)による措置をとるべきことを要請することができる。

第二十四条 経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
 2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係

第二十五条 国は、公共用水域の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第二十六条 国は、汚水等の処理に関する技術的研究、汚水等が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の研究その他公共用水域の水質の汚濁の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第十六条第一項に規定する事務を除く。)は、政令で定めるところにより、政令で定める市長に委任することができる。

第二十九条 この法律の規定は、地方公共団体の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域の水質の汚濁の防止に関し意見を述べることができる。

第三十条 第八条又は第十三条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

1 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 第九条第一項の規定に違反した者

3 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対して各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 第十条又は第十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公共用水域の水質の保全に関する法律等の廃止)

この法律は、公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第百八十一号)以下「旧水質保全法」という)及び工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)以下「旧工場排水等規制法」という)は、廃止する。

(経過措置)

この法律の施行の際現に旧工場排水等規制法第八条の規定による実施の制限を受けている者についての第八条及び第九条の規定の適用については、第八条中「その届出を受理した日」とあるのは「旧工場排水等の規制に関する法律第四条又は第六条の規定による届出を受理した日」と、第九条第一項中「その届出が受理された日」とあるのは「旧工場排水等の規制に関する法律第四条又は第六条の規定による届出が受理された日」とする。

4 旧水質保全法第十三条第一項の規定により設置された水質審議会は、この法律の施行の日に

第十九条第一項の中央水質審議会となるものとし、この法律の施行の際現に同法第十四条第二項の規定により任命されている水質審議会の委員は、第二十条第二項の規定により中央水質審議会の委員として任命されたものとする。

5 旧工場排水等規制法によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律によつてしまるものとみなす。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(他の法律の一部改正)

第六十三条の一部を次のよう改正する。

第四条第十九号の二を次のよう改めること。

十九の二 排水基準の設定に関すること。

第七条の二 第七号を次のよう改めること。

七 水質汚濁防止法(昭和

号)の施行に関すること。

九

中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)第一條第三項に規定する汚水処理施設」を「水質汚濁防止法(昭和三十二年法律第二号)第二条第二項に規定する特定施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設」に改める。

中央水質 審議会	経済企画庁長官の諮問に応じ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要な事項を調査審議すること。
-------------	--

- 一 議案の要旨及び目的
- 本案は、最近における公害の実情にかんがみ、国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることを明確にするとともに、土壤の汚染の防止及び廃棄物の適正な処理に関する必要な事項を定め、あわせて都道府県に都道府県公害対策審議会を置くこと等を主な内容とするものであつて、その要旨は次のとおりである。
- (一) 国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。
- (二) 公害の定義に土壤の汚染等を追加するとともに、これに伴い、所要の改正を行なうものとする。
- (三) 廃棄物の処理に関する事業者の責務を明らかにするとともに、廃棄物の公共的な処理施設の整備の推進に関する事項を規定するものとする。
- (四) 政府は、公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない旨を明らかにするものとする。
- (五) 公害対策会議および中央公害対策審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理するものとする。
- (六) 都道府県公害対策審議会を置く機関とする。
- (七) その他所要の改正を行なうものとする。

- 二 議案の可決理由
- 国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、適切な措置と認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
- なお、原案に対して、日本共産党米原赳君から公害防止に関し、事業者、国及び地方公共団体の責務、公害対策の優先、公害防止に関する基本施策等についての修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和四十五年十二月十日

産業公害対策特別委員長 加藤 清二

衆議院議長 船田 中殿

公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、公害対策基本法第二十二条第一項の規定に基づき、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他公害防止事業に要する費用の事業者負担に関する事項を定めることを目的とするものであつて、その主要内容は次のとおりである。

(一) 公害防止事業

本案において公害防止事業とは、次に掲げる事業であつて事業者の事業活動による公害を防止するため公害対策基本法第二十二条第一項の規定により事業者にその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものとすること。

- 1 工場又は事業場が設置又は設置される地域の周辺地域において実施される緑地その他政令で定める施設の設置及び管理の事業
- 2 汚でいその他の汚染、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の水域で実施されるしんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業
- 3 公害の被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定める事業
- 4 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業
- 5 1から3まで掲げる事業に類するものとして政令で定める事業

(二) 費用を負担させる事業者の範囲

公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうことが確実となることが認められる事業者であること。

(三) 事業者の負担総額

- 1 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額(以下「負担総額」という。)は、公害防止事業に要する費用の額のうち、費用負担させるすべての事業者の事業活動が、その公害の原因とする旨の申出があり、これを承認したときは、各事業者ごとに個別の負担金の額を定める必要

なると認められる程度に応じた額とすること。

- 2 公害防止事業が(一)の1から3までの場合で、公害防止以外の機能を有すること、公害の程度、有害物質が長期蓄積されたこと等の事情により(二)の1の額を負担総額とすることが妥当でないと認められるときは、(二)の1の額から妥当と認められる額を減じた額をもつて負担総額とすること。

この場合、公害防止事業の施行者は、これらの事情の評価が困難である場合で緩衝緑地事業等、しんせつ事業等、農用地の客土事業等については、それぞれ定める割合を(二)の1の負担総額に乘じた額をもつてその負担総額とができるものとし、(一)の4の事業で(二)の1の額をそのまま負担総額とすることが妥当でないときは、政令で定めるところにより算定した額を減じた額をもつて負担総額とすること。

(四) 事業者負担金

公害防止事業につき各事業者に負担させる負担金(以下「事業者負担金」という。)の額は、公害防止事業の種類に応じ、事業活動の規模、公害の原因となる施設の種類及び規模等を基準とし、当該事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じて、負担総額を配分した額とすること。

(五) 事業者負担金の決定及び納付

- 1 公害防止事業の施行者は、公害防止事業を実施するときは、所定の審議会の意見をきいて、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう費用負担計画を定め、公害防止事業の種類、費用を負担させる事業者を定める基準、事業費の額、事業者の負担総額及びその算定基礎等を定めるものとすること。
- 2 施行者は費用負担計画を定めたときは、費用を負担させる各事業者及び事業者負担金の額を定めて、当該各事業者に対し納付すべき額及び期限等を通知しなければならないものとすること。
- 3 事業者負担金を納付しない事業者があるときは、施行者は、国税滞納処分の例によりこれを徴収することができるものとすること。
- 4 施行者は、費用負担計画を定めた場合において、当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の全部又は一部から各事業者が負担すべき額について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、各事業者ごとに個別の負担金の額を定める必要

はないものとすること。

5 その他事業者負担に関し、所要の手続を定めるものとすること。

(六) その他

1 本案に基づく中小企業者の費用負担に関し、施行者が費用を負担させる事業者を定める基準等について適切な配慮を行なうほか、国及び地方公共団体は、税制上、金融上必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

2 その他施行者の諮詢に応ずる審議会等所要の規定を設けるものとすること。

(七) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後実施する事業について適用するものとすること。

二 議案の修正議決理由

本案は、今後公害防止に関する施策を進めていくうえにおいて、緩衝緑地、下水道の整備など又は地方公共団体が公害防止のための事業を推進するため、必要な措置と認めるが、さらに公害防止事業の範囲に住宅の移転の事業を明示するため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年十一月十日

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法第二条第一項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために公害対策基本法第二十二条第一項の規定により事業者にその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業

二 洪でいその他の公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

三 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される寄上事業、施設改築事業その他の政令で定める事業

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業

五 ○第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定める事業

○工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて、この法律の施行後実施する事業に類するものとして政令で定めるもの

三 前項第一号の施設の設置には、公害防止事業団が公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第四号の規定に基づき設置する施設の譲受けを含むものとする。

四 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をいう。

騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、騒音防止対策を強化するため、騒音を規制する地域として都道府県知事が指定すべき地域の範囲を拡大するほか、あらたに自動車騒音の大きさの許容限度を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

(一) 目的的改正

自動車の騒音についても許容限度を定める等必要な措置を講ずるものであることを明らかにすることともに、産業の健全な発展との調和に関する規定を削除する。

(二) 規制実施地域の拡大

都道府県知事は、住居の集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を特定工場等から発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音を規制する地域として指定しなければならないものとすること。

(三) 自動車の騒音に係る許容限度等

1 許容限度の設定

運輸大臣は、自動車が発生する騒音の大きさの許容限度を定めなければならないこととし、運輸大臣は、自動車の構造基準を定める場合には、この許容限度が確保されるように考慮すべきものとすること。

2 都道府県公安委員会に対する要請等

イ 都道府県知事は、指定地域について騒音の大きさを測定した場合において、道路の周辺の生活環境が著しくそこなわると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとすること。

ロ 都道府県知事は、自動車の騒音を防止するため、特に必要があると認めるときは、道路構造の改善等に關し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができるものとすること。

四 その他

1 電気工作物又はガス工作物である特定施設の取扱い

イ 通商産業大臣は、特定施設につき電気事業法又はガス事業法の規定による許可若しくは認可の申請又は届出があったときは、当該申請又は届出に係る事項のうちこの法律が規定する

届出事項に該当する事項を、当該特定施設の所在地の都道府県知事に通知するものとすること。

ロ 都道府県知事は、特定施設を設置する工場等において発生する騒音により当該地域の生活環境がそこなわると認めるときは、通商産業大臣に対し、電気事業法又はガス事業法の規定による措置をとるべきことを要請するものとすること。

ハ 通商産業大臣は、都道府県知事の要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとすること。

二 都道府県知事は、特定施設につき、報告の徴収及び立入検査を行なうことができるものとすること。

2 騒音の測定

都道府県知事は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとすること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

騒音防止対策を強化するため、適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

また、原案に対して、日本共産党米原利君から鉄道騒音について規制する修正案が提出されたが、少數をもつて否決された。

右報告する。

昭和四十五年十二月十日

衆議院議長 舟田 中殿

産業公害対策特別委員長 加藤 清一

〔別紙〕

騒音規制法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 鉄道軌道特に、新幹線による騒音については、今後鉄道営業法等関係法令中に騒音防止を図るべき旨を明らかにするようその改正を図る外、騒音の発生及び防止方法に関する技術的研究開発を更に積極的に推進強化し、その成果をもとにして、関係法令等において、軌道、構造物、車両等各般にわたつて騒音防止のための規制を講ずる等適切な措置をとること。

二 航空機騒音対策については、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」及び「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく施策を積極的に進めるほか、特に民間航空については騒音の小さい航空機の採用に努力するとともに、ローカル空港における対策も進めること。

三 電気工作物及びガス工作物の騒音については、電気事業法及びガス事業法に基づく監督を厳しく実施するとともに、地方公共団体との連絡を密にし、その騒音規制に遺憾なきを期すること。

右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、大気の汚染の現状にかんがみ、大気の汚染の防止のための措置を拡充強化する見地から、指定地域の制度を廃止して全国に規制を及ぼし、さらに、地域の実情に応じ都道府県が国の排出基準よりきびしい排出基準を設定できることとするとともに、大気の汚染が特に著しい都市中心部等における燃料の使用に関する規制、カドミウム、沸化水素等の有毒物質及び粉じんの排出の規制等新たな規制の措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 目的の改正

産業の健全な発展とその調和に関する規定を削除するものとする」と。

(二) 定義

1 ばい煙に、カドミウム、塩素、沸化水素その他他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であつて政令で定めるもの(有害物質)を加えるものとすること。

2 粉じん及び粉じん発生施設について所要の定義を行なうものとすること。

(三) 指定地域性の廃止

1 ばい煙に、カドミウム、塩素、沸化水素その他他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることとし、指定地域制を廃止するものとすること。

(四) ばい煙の規制

1 ばい煙の排出基準は、厚生省令、通商産業省令で、いおう酸化物にあつては政令で定める地域の区分ことに定めるものとし、ばいじん及び有害物質にあつては、全国一律に定めるものとすること。

2 都道府県は、地域の実情に応じて政令で定める基準に従い、条例でばいじん又は有害物質に係る1の排出基準にかえて適用すべきよりきびしい排出基準を定めることができる」と。

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、都道府県に対し、2の排出基準の設定又は変更について勧告することができるものとすること。

(五) 燃料使用に関する措置

1 都道府県知事は、政令で定める地域において、いおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ又は生ずるおそれがある場合には、燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしている者に対して、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができるものとして、勧告に從るものとすること。

わない者に対しては、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる」と。

2 1の燃料使用基準は、厚生大臣及び通商産業大臣の定める基準に従い、都道府県知事が定めること。

(六) 粉じんに関する規制

1 粉じん発生施設を設置しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとすること。

2 粉じん発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設について、厚生省令、通商産業省令で定める基準を遵守しなければならないこと。

3 都道府県知事は、2の基準を遵守していないと認める者に対し、施設の改善を命じ又は使用の一時停止を命ずることができること。

(七) 緊急時の措置

都道府県知事は、政令で定める場合に該当する事態が発生した時は、その事態がばい煙に起因する場合ばい煙排出者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告し、その事態が自動車排出ガスに起因する場合には、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとすること。

(八) 電気工作物又はガス工作物であるばい煙発生施設の取扱い

1 都道府県知事は、ばい煙発生施設において発生するばい煙に起因する大気の汚染が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、通商産業大臣に対し、電気事業法又はガス事業法の規定による措置をとるべきことを要請することができるものとすること。

2 都道府県知事は、ばい煙発生施設につき、報告の徴収及び立入検査を行なうことができるものとすること。

(九) 罰則

排出基準に適合しないばい煙を排出した者に対する罰則を規定するほか、ばい煙及び粉じんに関する規制の強化に伴い罰則規定を整備すること。

(十) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(号外)

二 議案の修正議決理由

本案は、大気汚染の現状にかんがみ、大気の汚染の防止のための措置を拡充強化する見地から適切な措置と認めるが、さらに防止の徹底を期するため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して日本共産党米原和君から事業活動に伴つて生ずるばい煙の排出並びに自動車排出ガスの排出等を規制する修正案が提出されたが少數をもつて否決された。

また、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十五年十二月十日

衆議院議長 船田 中殿

産業公害対策特別委員長 加藤 清一
産業公害対策特別委員長 加藤 清一

[別紙]

第二条第一項を次のよろに改める。

一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

三 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、分化水素^{○鉛}その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で政令で定めるもの

第二条第六項中「○人の健康に有害な物質であつて」を「○人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で」に改める。

第三条から第五条までを次のよろに改める。

(排出基準)

第三条 排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、厚生省令、通商産業省令で定める。

² 前項の排出基準は、前条第一項第一号のいおう酸化物(以下単に「いおう酸化物」という。)にあつては第一号、同項第二号のばいじん(以下単に「ばいじん」という。)にあつては第二号、同項第三号

に規定する物質(以下「有害物質」という。)にあつては第三号又は第四号に掲げる許容限度とする。

一 いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口(ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、政令で定める地域の区分ごとに排出口の高さ(厚生省令、通商産業省令で定める方法により補正をえたものをいう。以下同じ。)に応じて定める許容限度

二 ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

三 有害物質(次号の特定有害物質を除く。)に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

四 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で厚生大臣及び通商産業大臣が定めるもの(以下「特定有害物質」という。)に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される特定有害物質の量について、特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、施設集合地域(いおう酸化物、ばいじん又は特定有害物質に係るばい煙発生施設が集合して設置されている地域をいう。)の全部又は一部の区域における当該ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるこれらの物質により政令で定める限度をこえる大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、厚生省令、通商産業省令で、当該全部又は一部の区域を限り、その区域に新たに設置される当該ばい煙発生施設について、第一項の排出基準(次条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準)にかえて適用すべき特別の排出基準を定めることができる。

4 第二項(同項第二号を除く。)の規定は、前項の排出基準について準用する。

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の規定によりいおう酸化物に係る排出基準を定め、又は第三項の規定により排出基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第四条 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、ばいじん又は有害物質に係る前条第一項又は第三項の排出基準によつては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域におけるばい煙発生施設に

おいて発生するこれらの物質について、政令で定める基準に従い、条例で、同条第一項の排出基準にかえて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

2 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

3 都道府県が第一項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、厚生大臣及び通商産業大臣に通知しなければならない。

(排出基準に関する勧告)

第五条 厚生大臣及び通商産業大臣は、大気の汚染の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第一項の規定により排出基準を定め、又は同項の規定により定められた排出基準を変更すべきことを勧告することができる。

第十八条第二項中「当該特定有害物質排出者」を「当該特定施設設置者」に○改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

(第二章の二 粉じんに関する規制
(粉じん発生施設の設置等の届出))

第十八条 粉じん発生施設を設置しようとする者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 粉じん発生施設の種類

四 粉じん発生施設の構造

五 粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、粉じん発生施設の配置図その他の厚生省令、通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

3 第一条又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(経過措置)

第十八条の二 一の施設が粉じん発生施設となつた際に現にその施設を設置している者(設置の工事を

している者を含む。)は、当該施設が粉じん発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(基準遵守義務)

第十八条の三 粉じん発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設について、厚生省令、通商産業省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第十八条の四 都道府県知事は、粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(準用)

第十八条の五 第十一条及び第十二条の規定は、第十八条第一項又は第十八条の二第一項の規定による届出をした者について準用する。

2 第十三条第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

第四章を次のように改める。

(第四章 大気の汚染の状況の監視等)

(常時監視)
(緊急時の措置等)

第二十二条 都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

第二十三条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であつて、いおう酸化物に係るばい煙量が厚生省令、通商産業省令で定める量をこえるばい煙発生施設を設置しているものは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設についておう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、

都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によつて

はその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届け出をした者に対し、その届け出に係る計画を参考して、いおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合にあつては、○ばい煙排出者に對し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを勧告し、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(公表)

第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。

第二十五条 削除

第三十三条中「第十条」を「第九条」に改め、「若しくは第一項」を削り、「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

一 第十三条第一項の規定に違反した者

○第十七条第一項 ○又は第二十三条第四項

二 ○第十八条の四〇の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

[別紙]

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

ばい煙の定義に、ちつ素酸化物、硫化水素等加えるよう検討すること。

自動車排気ガスの定義に、ちつ素酸化物を加えるよう検討すること。

重油脱硫装置の技術開発に努力すると共に政府は、これに対して助成の措置を講ずること。

火力発電所、製鉄会社など大口消費企業に排煙脱硫装置をつけさせよう努力すること。

低硫黄原油の輸入に努力すること。

人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における公害の実情にかんがみ事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせる行為等について特別の处罚規定を設け、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって公害防止に資せんとするものである。

その主なる内容は次のとおりである。

- 1 (1) 工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質(身体に蓄積した場合に人に健康を害することとなる物質を含む。以下同じ。)を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処すること。
- 2 (2) 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処するものとすること。

- 2 (1) 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処するものとすること。
- 2 (2) 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処するものとすること。

- 3 直接の行為者である従業者等のほか、当該事業活動の主体である法人等の事業主をも处罚するものとすること。
- 4 人の健康を害する物質の排出行為と現に生じている公衆の生命又は身体に対する危険との因果関係を厳格な条件のもとに推定するものとすること。

- 5 事業主に対する公訴の時効期間及び裁判管轄について、所要の措置を講ずるものとすること。

二 議案の可決理由

いうまでもなく公害を抑止するにはまずもつて的確にして強力な行政諸施策が必要とされるのであるが、現行の刑法の規定及び関係法令の罰則が公害の実態に照らしても必ずしも十分なものとい難い状況にあるのにかんがみ、本案は、この際、新たに特別の处罚規定等を設け、現下特に問題とされている人の健康に係る公害の防止に資せんとするものであり、きわめて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

また、原案に對して沖本泰幸君外二名から二条、三条および五条に「及ぼすおそれのある状態」を加える等のほか、新たに、食品製造業によつて生産される食品から生ずる公害犯罪を設ける」ととする修正案が、また青柳盛雄君から事業者の業務執行による事業活動に伴う有害物質の排出を不正な「公害事業罪」として、その業務執行者とともに企業主を処罰すること等を内容とする修正案が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

昭和四十五年十二月十日

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案に対する附帯決議

法務委員長 高橋 英吉

農業の登録の申請に際して、毒性および残留性に関する試験成績書についてもこれを提出しなければならないこととする」と。

2 登録保留要件の拡大

農林大臣が、検査の結果、登録を保留して、登録申請に記載する使用方法等を訂正し、または農業の品質を改良すべきことを指示する場合の要件として、(イ)農作物等への残留、(ア)土壤への残留、(乙)水質の汚濁、により人畜に被害を生ずるおそれがあるときの三つの要件を新たに加えることとする。

3 職権による登録票の記載事項の変更および登録の取消し

農林大臣は、登録を受けている農業が、その登録後に登録保留要件のいずれかに該当するに至つた場合は、あらかじめ農業資材審議会の意見を開いたうえで、必要な範囲内において、当該農業の使用方法等を変更し、または、当該農業の登録を取り消すことができる」とするとともに、人畜への被害等を防止するため必要がある場合には、販売業者に対して、当該農業の販売を制限し、又は禁止する等の措置をとることができる」と。

(三) 指定農業制度による使用規制の強化

指定農業制度について、現行の水産動植物の被害の防止のためのみならず、さらに人畜に被害を生ずるおそれがある農業の使用に伴う農作物等への農業残留、土壤の汚染および水質の汚濁を防止する観点からも指定農業を指定しうるようその指定範囲を拡大することとし、使用方法等についてその規制を強化することとする」と。

本案は、最近における農業の使用に伴う被害の発生状況等にかんがみ、農業の品質の適正化とともに、安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資することともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的として提出されたものであり、その主な内容は次

農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業の使用に伴う被害の発生状況等にかんがみ、農業の品質の適正化とともに、安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資することともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的として提出されたものであり、その主な内容は次

のとおりである。

(一) 農業取締法の目的規定の新設

農業の登録の目的を明確にするため、新たに目的規定を定める」とする。

(二) 登録制度の改善

1 毒性および残留性に関する試験成績書の提出

農業の登録に際して、毒性および残留性に関する試験成績書についてもこれを提出しなければならないこととする」と。

2 登録保留要件の拡大

農林大臣が、検査の結果、登録を保留して、登録申請に記載する使用方法等を訂正し、または農業の品質を改良すべきことを指示する場合の要件として、(イ)農作物等への残留、(ア)土壤への残留、(乙)水質の汚濁、により人畜に被害を生ずるおそれがあるときの三つの要件を新たに加えることとする。

3 職権による登録票の記載事項の変更および登録の取消し

農林大臣は、登録を受けている農業が、その登録後に登録保留要件のいずれかに該当するに至つた場合は、あらかじめ農業資材審議会の意見を開いたうえで、必要な範囲内において、当該農業の使用方法等を変更し、または、当該農業の登録を取り消すことができる」とするとともに、人畜への被害等を防止するため必要がある場合には、販売業者に対して、当該農業の販売を制限し、又は禁止する等の措置をとることができることとする」と。

(三) 指定農業制度による使用規制の強化

指定農業制度について、現行の水産動植物の被害の防止のためのみならず、さらに人畜に被害を生ずるおそれがある農業の使用に伴う農作物等への農業残留、土壤の汚染および水質の汚濁を防止する観点からも指定農業を指定しうるようその指定範囲を拡大することとし、使用方法等についてその規制を強化することとする」と。

(四) 農業安全使用基準の設定

農林大臣は、農業の使用が食品衛生法に基づき定められる農業残留許容量をこえないように、必

要があると認めるときは、農薬の種類ごとに、その使用の時期および方法その他の事項について使用上遵守することが望ましい基準を定め、これを公表することとする。

四 その他

登録の失効、登録票の返納、罰則規定の追加その他所要の規定の整備を行なうこととする。

二 議案の修正議決理由

本案は、農薬公害の防止を図る措置等としておおむね妥当なものと認めるが、なお販売禁止にかかる農薬の回収規定を設けることおよび作物残留性農薬等指定農薬の使用の指導規定を設けることにつき、修正を加えることがより適切なものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年十二月九日

衆議院議長 舟田 中殿

農林水産委員長 草野一郎平

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第九条の見出しが「(販売業者についての農薬の販売の制限又は禁止等)」に改め、同条中「(分割して販売する場合にあつては、その各々につき同条に規定する各事項の外販売業者の氏名をも表示した農薬)」を削り、同条に次の二項を加える。

(農薬安全使用基準)

第十二条の五 農林大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、農薬の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守する

とが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

第十二条の六 農林大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農

作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壤の汚染を防止するため必要な知識の普及、第一条第一項の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴つて第三条第一項第一号から第七号までの各号の一に規定する事態が発生することを防止するため必要があ

るときは、その必要の範囲内において、農林省令をもつて、販売業者に対し、農薬につき、第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

三

前項の農林省令をもつて第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければ農薬の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合において、販売業者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定によつて製造業者又は輸入業者がした容器又は包装の表示とみなす。

製造業者又は輸入業者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について第二項の規定によりその販売が禁止された場合には、製造業者若しくは輸入業者又は販売業者は、当該農薬を販売業者その他の農薬使用者から回収するよう努めるものとする。

第十二条の三を削り、第十二条の二を第十二条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

(作物残留性農薬等の使用の指導)

第十二条の五 作物残留性農薬、土壤残留性農薬又は水質汚濁性農薬を使用する者は、その使用に当たつては、農薬改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十四条の二第一項に規定する改良普及員若しくは植物防除法(昭和二十五年法律第百五十一号)第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

る助言、指導その他の援助を行なうよう努めるものとする。

〔別紙〕

農業取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法改正の目的が人の健康を害する農薬公害の防止策を講じて農業生産の安定と国民の健康の保護および生活環境の保全に資するためのものであることにかんがみ、これが運用にあたつては、左の諸事項の実現に努め、農業者の生産意欲の高揚に留意すべきである。

記

一 低毒性農薬について、その開発および実用化促進のため必要な措置を講ずること。

二 農薬に関する試験研究および検査体制の整備充実に努めることともに、残留農薬研究所に対しては、国の試験研究検査機関との連携を密にし、所要の助成措置を講ずること。

三 共同防除の推進指導の強化その他防除体制の整備確立を図ることともに、農薬使用者の健康及び安全確保のため特段の指導を行なうこと。

四 農作物についての農業残留許容量の設定と安全使用基準の策定を早急にとりやすめることともに、

残留許容量をこえる農作物が出荷されることのないよう万全の指導を図ること。

五 販売禁止等を受ける以前の農薬の使用により汚染された農作物が廃棄され、農業経営に相当な打

撃を与えることとなるときは、経営安定のため必要な措置を講ずること。
六 森林に対する薬剤の撒布については、とくに環境汚染等副次的悪影響の防止に留意すること。
右決議する。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農用地の土壤の汚染の状況等にかんがみ、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るため、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県知事は、政令で指定される特定有害物質によつて人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、もしくは農作物の生育が阻害される地域またはそれらのおそれが著しいと認められる地域を農用地土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定することができるものとすること。

2 都道府県知事は、対策地域について、農用地の土壤の汚染を防止するためのかんがい排水施設の設置、農用地の土壤汚染を除去するための客土等必要な対策に関する計画を定めなければならぬものとすること。

3 都道府県知事は、対策地域について、必要があると認めるときは、水質汚濁防止法若しくは大気汚染防止法の規定により、一般の基準よりきびしい排水基準等の設定等を行なうために必要な措置をとるものとすること。

4 都道府県知事は、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されると認められる農用地を特別地区として指定し、その区域内において一定の農作物の作付けをしないように勧告することができるものとすること。

5 農林大臣は、農用地の土壤が工場又は事業場から排出される排出水、ばい煙等に含まれる特定有害物質により汚染されることを防止するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な措置をとるべきことを要請するものとすること。
6 以上のほか、農用地の土壤の汚染状況の調査測定、土壤汚染対策審議会の設置、農用地への立入調査、関係行政機関の協力、国及び都道府県の援助その他所要の規定を設けるものとすること。

農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るための本案の措置はおむね妥当なものと認めるが、農用地土壤汚染対策地域の指定につき、汚染地域の市町村長は、その指定を都道府県知事に要請することができるものとしたこと等五項目の修正を加えることが適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附すことに決した。

右報告する。

昭和四十五年十二月十日

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

農林水産委員長 草野一郎平

(小字及び一は修正)

(定義)

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のために供される土地をいう。

2 この法律において「農作物等」とは、農作物及び農作物以外の飼料用植物をいう。

3 この法律において「特定有害物質」とは、○その物質が農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されると認められる農用地があるときは、当該農用地の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産される又は農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質(放射性物質を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。

(農用地土壤汚染対策地域の指定)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の一定の地域で、その地域内にある農用地の土壤及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の

利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定することができる。

2 農林大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、土壤汚染対策審議会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、逕済なく、農林省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、農林大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の地域で第一項の政令で定める要件に該当するものを対策地域として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

(特別地区の指定等)

第八条 都道府県知事は、対策地域の区域内にある農用地のうち、その土壤及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されると認められる農用地があるときは、当該農用地において作付けをすることが適当でないもの(以下「指定農作物等」と総称する。)の範囲を定めて、当該農用地の区域を特別地区として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特別地区を指定したときは、逕済なく、農林省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、農林大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、当該市町村の区域内にある農用地で第一項に規定する農用地に該当するものを特別地区として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

(農用地の土壤の汚染の防止に関する措置の要請)

第十二条 農林大臣は、農用地の土壤が工場又は事業場から排出される排出水、ばい煙等に含まれる特定有害物質により汚染されることを防止するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)その他の法令の規定に基づきその防止のために必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

(農用地の土壤の汚染に関する調査測定等)

第十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に關し、必要に応じて調査測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国及び都道府県の援助)

第十七条 国及び都道府県は、対策計画の達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めるものとする。

[別紙]

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、食糧生産の基盤である農用地の環境保全が国民の健康保護と生活環境保全に資するものとして、本法による土壤汚染の除去防止事業を積極的に講ずるよう、特に左記事項に留意して運用の万全を期すべきである。

記

一 本法による特定有害物質としては、カドミウムのほか、銅、亜鉛等についても早急に指定を行な

い、農作物の生育障害防止に遺憾なきを期することとも、米以外の農畜産物の汚染の許容限度についても早急に調査をすすめ、地域指定の促進を図ること。

二 水質汚濁防止法または大気汚染防止法に基づく排水基準または排出基準の設定については、土壤汚染防止の観点を十分に考慮し、所要の規制が行ないうるよう措置するとともに、発生源に対する立入調査その他の監督を厳重に行なうことにより本法制定の目的が十分達し得られるようにすること。

三 対策計画の作成にあたつては、地元市町村等の意向を十分に反映せしめ対策計画に盛り込まれた諸事業については、その確実な実施を図るとともに、採択基準の緩和、経費の助成について特段の配慮を払ふものとし、農業者負担を極力軽減すること。

四 特別地区について指定農作物等の作付け等に関する勧告を行なうときは、農業者の蒙る損失について救済の方途が講ぜられるよう十分な行政指導を行なうこと。

五 農用地の土壤の汚染に関する調査測定体制を整備充実し、試験研究の推進に特段の考慮を払うこと。

六 現在および将来にわたり国民が健全な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことを保障するよう、林地その他農用地以外の土壤全般についても環境基準の設定、その汚染防止のための適切な措置等を講ずることについて、すみやかに検討をすすめること。

右決議する。

下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における公共用水域の水質汚濁の実情にかんがみ、流域別下水道整備総合計画の策定、流域下水道の管理、悪質な下水を排出する事業者の水質等の届出の義務づけその他の必要な事

項を定め、下水道の整備の円滑化とその維持管理の適正化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 下水道法の目的として、公共用水域の水質の保全に資することを加えるものとする。

2 公共下水道とは、終末処理を有するか、流域下水道に接続することを要件とするものとする。

3 都道府県は、公害対策基本法に基づき、水質汚濁の環境基準が設定されている公共水域で一定の要件に該当するものにつき、建設大臣の承認を受けて、流域別下水道整備総合計画を定めなければならないものとする。

4 流域下水道とは、二以上の市町村の区域にわたる下水を排除し、処理するため、原則として都道府県が、建設大臣の認可を受けて、設置又は管理するものとする。

5 公共下水道に一定の量又は水質の下水を排出する者は、あらかじめ、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならないものとし、特に、水質については、排出者は記録保存するとともに、公共下水道管理者の求めに応じてその記録を報告するものとする。

6 終末処理が開始された区域内においては、その処理が開始された日後三年以内に、くみ取り便所を水洗便所に改造しなければならないものとし、その資金については、国は市町村に、市町村は改造する者に対して資金の融通に努めるものとする。

7 その他、都の特別区における下水道の設置、使用料の徴収及び罰則の強化等に関する規定を整備するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、公害に対処し、下水道整備の促進を図るために、妥当な措置と認めるが、汚水ます及び終末処理場から生じた汚い処理については、問題があるため、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附すことに決した。

右報告する。

昭和四十五年十一月九日

建設委員長 金丸 信

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第二十一条第一項中「放流水」を「公共下水道からの放流水」に、「行い」を「行ない」に改める。

3 公共下水道管理者は、汚水ます及び終末処理場から生じた汚い等のたい積物については、有毒物質の拡散を防止するため、政令で定める基準に従い、適正に処理しなければならない。

〔別紙〕

下水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の運営にあたり、左の諸点について、特段の考慮を払うべきである。

一 下水道の極端な立遅れと公害、災害等弊害の多発化の最大の原因は、膨大な下水道設置費を負担する地方公共団体の財源難にある。緊急課題である下水道整備の促進をはかるため、国は次の財源措置に努めるとともに、下水道設置費の負担区分を明確化するよう努めること。

イ 現行公共下水道十分の四、流域下水道十分の五、都市下水路三分の一を公共下水道、流域下水道各四分の三、都市下水路二分の一の方向で大幅に引き上げること。

ロ 現行幹線管渠、終末処理場等限定された補助対象を改め、地方公共団体が設置する下水道施設を公共下水道、流域下水道、都市下水路の区別なく、すべてを対象とすること。また、補助の採択にあたつては、基準を政令で設け差別なくすみやかに措置すること。

ハ 地方公共団体の起債に対しては、起債枠を拡大するとともに、政府債・公庫債とともに、償還期限、据置期限の延長、利率の引下げ等大幅な条件緩和を図ること。

二 國の財源負担の強化に伴い、受益者負担金制度は検討することとし、当面、一般需要者の大幅軽減に努力すること。

二 政令で定める悪質な下水を排出する者に対し、その量または質の排出基準を厳守させ、事前に予防効果を確保するため、届出制を許可制に改める検討をすすめることとに、当面、届出制に対しても厳しい事前調査、改善命令等の措置のもとで許可制と等しい権限を地方公共団体に確保させようとすること。

三 水質汚濁防止を確立するため、ばらばらな公害行政を改め、國は一元的な機関のもとで強力に監視指導体制を確立するよう努めること。

四 國又は地方公共団体は、水洗便所の改造義務を課せられる者に対し、融資措置にとどまらず、改造費の三分の一程度を負担し、また、生活困窮者に対して全額を負担できるよう努力し、その助成措置をとる地方公共団体に対し、補助、融資等充分な資金を保証するよう努力すること。

右決議する。

(外) 号(二)

海洋汚染防止法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、海洋の汚染を防止し、海洋環境の保全に資するため、船舶及び海洋施設から海洋への油及び廃棄物の排出を規制する等海洋の汚染の防止のための法規制を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 船舶からの油の排出の規制の強化

1 船舶からの油の排出を原則として禁止することとする。

2 例外規定として排出が認められる場合は、ビルジでは、航海中で、油分の瞬間排出率が一海里あたり六〇リットル以下であり、油分濃度が一〇〇PPM未満で、海岸からできる限り離れて排出すること。

バラストでは、航海中で、沿岸から五〇海里以上離れており、油分の瞬間排出率が一海里あたり六〇リットル以下で、全航海中に排出される油分が全貨物船積載容積の一万五千分の一以下であることとする。

3 適用対象船舶を拡大し、すべてのタンカーと二〇〇総トン以上の一般船舶に適用することとする。

(二) 船舶からの廃棄物の排出の禁止

船舶からの廃棄物の排出を原則として禁止することとし、政令で定める一定の基準に従つて行なう排出について例外的にこれを認めることとする。

(三) 海洋施設からの油及び廃棄物の排出の規制

一定の海洋施設について、船舶と同様に油及び廃棄物の排出を原則として禁止することとする。

(四) 廃油処理事業等に対する監督規制

廃油処理事業等に關し、必要な監督規制を行なうほか、廃油処理施設の整備を促進することとする。

(五) 海洋の汚染の防除のための措置

大量の油が排出された場合の関係者の通報義務及び排出油の防除のため関係者が講じなければならない措置について所要の規定をもとめるとともに、必要の場合には海上保安庁長官がこれらの人に対し一定の措置をとるべきことを命じ、又は自ら所要の措置をとることができるものとする等緊急な場合における海洋の汚染の防除のための特別な措置について規定することとする。

(内) その他廃船に関する規制、海上保安庁長官の海洋汚染状況の監視、関係行政機関の協力、海洋

汚染防止のための調査、研究の推進等海洋汚染防止対策を総合的に推進するための所要の規定を整備することとする。

一 議案の修正議決理由

本案は、最近における海洋の汚染の実情にかんがみ、海洋の汚染を防止し海洋環境の保全に資するための措置として、おおむね有効適切なものと認めるが、船舶及び海洋施設において生じた廃棄物の受入れのための施設を港湾施設として明定することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党田代文久君から「石油精製業者に自家用廃油処理施設の整備を義務づけること、廃油処理施設の建設又は改良に要する費用の国庫補助を四分の三にすること等」の趣旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、右修正案について国会法第五十七条の二の規定により内閣を代表して、橋本運輸大臣から「賛成しがたい。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十五年十二月九日

運輸委員長 福井 勇

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

附 則

(港湾法の一部改正)

第十二条 港湾法の一部を次のように改正する。

第二条第五項第九号の二中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十一年法律第百二十七号)第二条第六項」を「海洋汚染防止法(昭和 年法律第 号)第三条第九号」に改める。

同号の次に次の二号を加える。

九の三 廃棄物受入施設 海洋汚染防止法第三条第四号に規定する船舶又は同条第六号に規定する海洋施設(港務役務提供用船舶を除く。)

第二条第五項第十三号中「運送」の下に「及び船舶又は海洋施設において生じた廃棄物の受入れ」を加える。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における道路の交通に起因する人の健康または生活環境に係る被害の実情にかんがみ、その防止を図るため交通の規制を行なうことができるよう規定を整備しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

- (一) 道路交通法の目的に「道路の交通に起因する障害の防止に資する」とを加える。
- (二) 交通公害の定義規定を設け、道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音および振動のうち総理府令・厚生省令で定めるものによつて、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることを交通公害の意義として規定する。
- (三) 交通公害の防止を図るために、信号機の設置および管理、通行の禁止および制限、徐行すべき場所の指定等の交通の規制を行なうことができるところとともに、交通公害の防止を図るために、やむを得ないときは、警察官の現場における指示により通行の禁止および制限等の交通の規制を行なうことがある」ととする。

四 都道府県公安委員会は、交通公害の防止を図るため交通の規制を行なう場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、交通公害に関する資料

の提供を求めることができる」として、また、自動車の通行を禁止し、または制限しようとする

場合において、その禁止または制限を行なうことにより、広域にわたり道路における交通に著しい影響が及ぶおそれがあるときは、都道府県知事および関係地方行政機関の長等の意見をきかなければならぬ」ととする。

二 議案の可決理由

最近における交通公害発生の実情にかんがみ、その防止を図らうとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

また、原案に対しては、日本共産党林百郎君より、公安委員会は、大気汚染防止法および騒音規制法の規定に基づく要請があつた場合においては、すみやかに当該交通公害の防止に関し必要な交通規制の措置をとること等を内容とする修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和四十五年十一月十日

衆議院議長 舟田 中殿

〔別紙〕

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、交通公害の予防に努めるとともに、交通公害発生の場合は、迅速かつ適確な防止措置が講

ぜられるよう、左の諸点について万全を期すべきである。

一 道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音および振動に関する総理府令、厚生省令を早急に作成し、法の実施に遺憾なきを期すこと。

二 公害の監視、測定を行なう都道府県知事と交通規制を行なう公安委員会とは、常時連絡を緊密に

し、交通公害防止のための交通規制に万全を期すること。

三 公安委員会は、広域にわたり影響を及ぼす交通規則を行なう場合に意見をきくこととなる関係行政機関の長と常時連絡を密にし、緊急の場合においても、事態に即し、すみやかな交通規制が実施できるよう遺憾なきを期すること。

四 公安委員会は、交通の安全と円滑をばかり、または交通公害の防止をはかるため、必要があると認めるときは、道路の構造の改善等について、道路の管理者または関係行政機関の長に意見を述べることとし、道路管理者等は、その意見を尊重して必要な措置を行なうものとすること。

五 交通公害防止のためには、発生源である自動車の排出ガス等の規制が根本であり、このため新たに生産する自動車およびすでに販売されている自動車に対する規制を強化することとし、無公害自動車の研究開発および燃料の改善を早急に行なうこと。

右決議する。

廃棄物処理法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近年の廃棄物問題の実態にかんがみ、清掃法を全面的に改正し、産業廃棄物処理体系を確立する等所要の規定を設けることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に資することを目的とするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 法律の題名を「清掃法」から「廃棄物処理法」にすること。
- 2 「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリその他の汚物又は不要物をいうこと。
- 3 廃棄物を、事業活動に伴つて生ずる「産業廃棄物」と、産業廃棄物以外の「一般廃棄物」に区分すること。

- 4 廃棄物の再生利用及び適正な処理に努めること等産業廃棄物の処理に関する事業者の責務を明らかにすること。
- 5 廃棄物の適正な処理のため必要な措置を講ずること等国及び地方公共団体の責務を明らかにすること。
- 6 一般廃棄物の処理事業を行なうべき区域を原則として市町村の区域の全域に拡大すること。
- 7 市町村の廃棄物処理に対し、住民の協力規定を設けること。
- 8 し尿浄化槽清掃業について、新たに規定を設けること。
- 9 都道府県は、広域的に処理することが適当な産業廃棄物の処理に努め、市町村は、一般廃棄物と同種の産業廃棄物の処理に努めること。
- 10 都道府県知事は、産業廃棄物に関する処理計画を策定しなければならないこと。
- 11 地方公共団体、事業者及び産業廃棄物取扱業者は、政令で定める処理基準に従つて産業廃棄物を処理しなければならないこと。
- 12 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置並びに産業廃棄物の収集、運搬及び処分に係る費用を徴収すること。
- 13 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、し尿を環境衛生上支障が生じないよう努めること。
- 14 その他廃棄物の投棄禁止、公共の場所等の清潔の保持等について所要の規定を設けること。
- 15 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 二 議案の修正議決理由
- 最近における廃棄物の処理の実状にかんがみ、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を明確に

し、産業廃棄物の処理の方法に関する基準を定めることとともに、市町村が一般廃棄物を処理すべき区域の拡大等を図ることは、時宜に適するものと認めるが、なお、法律の題名、事業者の責務及び一般廃棄物処理業の許可をする場合の要件等につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

また、日本共産党寺前巖君から「一般廃棄物の手数料を徴収しないこと等」の趣旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和四十五年十一月十日

衆議院議長 舟田 中哉

[別紙]

社会労働委員長 倉成 正

社会労働委員長 倉成 正

(小字及び一は修正)

○の及び清掃に関する法律
廃棄物○処理法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 一般廃棄物(第五条—第八条)

第三章 産業廃棄物(第九条—第十四条)

第四章 雜則(第十五条—第二十四条)

第五章 罰則(第二十五条—第三十条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物を適正に処理すること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行なうことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることないように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施にあつては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(清潔の保持)

第五条 土地又は建物の占有者(占有者がいる場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

官報(外)号

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にすため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようしなければならない。

4 首項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を環境衛生上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(市町村の処理)

第五条 市町村は、その区域(市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。)内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により定められた計画に従つて、同項に規定する一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

3 市町村が行なうべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた一般廃棄物については、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法基準を除く。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4 第一項に規定する区域内の土地又は建物の占有者(占有者がいる場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を各別の容器に収納し、粗大ごみを所定の場所に集める等市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、第一項に規定する区域内において事業活動に伴い多量的一般廃棄物を生ずる土地又

は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

6 市町村は、当該市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(一般廃棄物処理業)

第六条 前条第一項に規定する区域内においては、その区域を管轄する市町村長の許可を受けなければ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なつてはならない。ただし、事業者がその一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつばら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであり、^{○当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬及び処分が困難である、}上に支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可には、期限を附し、一般廃棄物の収集を行なうことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

4 第一項の許可を受けた者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、当該市町村が前条第六項の規定により条例で定める収集、運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

5 第一項の許可を受けた者は、前条第一項に規定する区域内においては、同条第三項の政令で定める基準に従い、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行なわなければならない。

6 市町村長は、第一項の許可を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

7 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないなければならない。

(一般廃棄物処理施設)

第七条 し尿処理施設又はごみ処理施設(政令で定めるごみ処理施設を除く。以下同じ。)を設置しようとすると者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事(保健所)を設置する市にあつては、市長とする。第十〇条及び第二十条第二項を除き、以下同じ。)に届け出なければならない。ただし、当該し尿処理施設がし尿浄化槽である場合であつて、当該し尿浄化槽を運用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において運用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2 し尿処理施設及びごみ処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。)は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設の維持管理が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

(し尿浄化槽清掃業)

第八条 し尿浄化槽の清掃を業として行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者は、厚生省令で定める基準に従い、し尿浄化槽の清掃を行なわなければならぬ。

4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十九条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

(処理計画)

第十〇条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るため、産業廃棄物に関する処理計画を定めなければならない。

2 前項の処理計画には、産業廃棄物の処理施設の設置、産業廃棄物の運搬、産業廃棄物の処分の場所その他産業廃棄物の処理に関する基本的事項を定めなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の処理計画を定める場合には、あらかじめ、公害対策基本法(昭和四十二年法律第二百三十二号)第二十九条の規定による都道府県公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(事業者の処理)

第十一一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は産業廃棄物の処理を業として行なうことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

2 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行なう場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた産業廃棄

物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。)に従わなければならない。

3 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

4 都道府県知事は、事業者の産業廃棄物の運搬若しくは処分が第二項の政令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は事業者の産業廃棄物の保管が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、その産業廃棄物の運搬若しくは処分又は保管の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(地方公共団体の処理)

第十二条 都道府県及び市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、前条第二項の政令で定める基準とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

(産業廃棄物処理業)

第十三条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者がその産業廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつばら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第二項の許可を受けた者は、第十一一条第二項の政令で定める基準に従い、産業廃棄物の収集、運

搬又は処分を行なわなければならない。

4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において

て、第六条第六項及び第七項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

第十四条 廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下「産業廃棄物処理施設」という。)を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定める

ところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 産業廃棄物処理施設は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の維持管理が前項の厚生省令で定める基準に適合していな

いと認めるときは、その管理者に対し、当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期

間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

(清潔の保持)

第十五条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努

めなければならない。

12 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃

除を実施しなければならない。

13 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所

を汚さないようにしなければならない。

14 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

15 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理

しなければならない。

16 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を環境衛生上

支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

1 第五条第一項に規定する区域内又はその地先海面において廃棄物を捨てること。

2 第五条第一項に規定する区域以外の区域内における下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に一般廃棄物を捨てること。

3 第五条第一項に規定する区域以外の区域内又はその地先海面において産業廃棄物を捨てるこ

と。

(不服申立て)

第二十四条 第七条第三項又は第十四条第三項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 第十二条第四項の規定による命令についての異議申立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して十日以内にしなければならない。

第十五条 第六条第一項、第八条第一項若しくは第十三条第一項の規定に違反し、又は第六条第六

項(第八条第四項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第二十六条 第七条第三項若しくは第十四条第三項の規定による命令に違反した者又は第二十四条第二項に規定する期間を経過した後(この期間内に異議申立てがあつた場合は、その異議申立てに対する決定があつた後)において、第十二条第四項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十条 第七条第一項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千円以下の過料に処する。

附則

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の清掃法第十五条第一項の規定によつてなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物○の処理法第六条第一項の規定によつてなされた一般廃棄物処理業の許可又は許可の申請とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に改正前の清掃法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の廃棄物○の処理法中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同法によつてしたものとみなす。

(保健所法の一部改正)

第四条 保健所法(昭和二十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

〔下水道〕の下に
第一条第四号中「清掃」を「○廃棄物の処理」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七 地方公共団体が設置する廃棄物○の処理法(昭和二年法律第二百二十九号)による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設(廃棄物の最終処分の場所に係るものに限る。)及び公衆便所

(清掃施設整備緊急措置法の一部改正)

第八条 清掃施設整備緊急措置法(昭和四十三年法律第五十八号)の一部を次のとおりに改正する。

第一条第一項第一号中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域」を「廃棄物○の処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第五条第一項に規定する区域」に改める。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の一一部改正)

第九条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

別表中
清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する「み又は糞尿を処理するための施設の設置」

廃棄物○の処理法(昭和二十二年法律第二十二条第一号)第一号に規定する一般廃棄物処理施設の設置

に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第十二号の次に次の二号を加える。

十二の一 廃棄物○の処理法(昭和二年法律第二百二十九号)を施行すること。

(海洋汚染防止法の一部改正)

第十二条 海洋汚染防止法の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に關する法律」に、「第五条第三項又は第十二条第一項」を「第六条

第三項又は第十二条第二項に改める。

附則第五条中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

〔別紙〕

八 廃棄物処理法案に対する附帯決議

政府は、本法の実施にあたつては、特に次の事項について配慮すべきである。

一 廃棄物の処理にあたつては、これを再生利用し、資源化することを重視し、必要な処理技術の研究開発について特段の努力をすること。

二 産業廃棄物の処理は、事業者自らの責任で適正に行なうべきものであり、その処理を安易に都道府県又は市町村の行なう処理事業に委ねることのないように運用すること。

三 産業廃棄物の範囲を定める政令の制定にあたつては、その範囲を狭く限定することによつて一般廃棄物の範囲を不當に拡大することのないよう留意すること。

四 市町村が行なう一般廃棄物の処理に要する費用については、住民の負担を軽減するように努める」と。

五 今後、一般廃棄物処理施設設置費に対する国庫補助率を引き上げる等国庫補助の内容の改善に努めるとともに、産業廃棄物処理施設設置費についても財政上の措置を考慮すること。

六 海洋に投入処分できる廃棄物を定める場合は、海洋を汚染し、自浄作用の限界をこえることのないよう慎重に配慮すること。

七 便所が設けられている国鉄等の車輌について衛生的にし尿処理ができる設備を早急に整備するため、関係各省庁の間において具体的の方針を明確にして、処置を講ずること。

八 廃棄物処理施設の整備計画については、昭和四十六年度を初年度とする五ヶ年計画を策定し、その実施に努めること。

九 廃棄物処理事業に従事する技術者の養成及びその事業に従事する者の労働条件の改善を図り、また、適正な人員配置を行なうこと。

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、すぐれた自然環境の保護と適正な利用並びに国立公園等における公共の場所の清潔の保持についての国等の責務を規定するとともに、特別地域内の湖沼等の景観を維持するため汚水の排出を規制する方策を講ずることにより、自然公園の保護の徹底を期そうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 自然環境の保護に関する国等の責務

国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、すぐれた自然環境の国民生活における重要性を認識し、自然公園の保護とその適正な利用が図られるよう努めなければならないものとすること。

2 公園内の公共の場所についての清潔の保持

国又は地方公共団体は、国立公園又は国定公園内の道路、広場等の公共の場所について、その管理者と協力して、その清潔を保持するものとする」と。

3 湖沼等への汚水の排出の規制

(1) 特別地域及び特別保護地区内における規制

厚生大臣が指定する湖沼等及びこれらの周辺の区域内において当該湖沼等に接続する水域又は水路に汚水を排出しようとする者は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないものとすること。

(2) 海中公園地区内における規制

海中公園地区内において汚水を排出しようとする者は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないものとすること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

すぐれた自然の風景地の保護並びに国立公園及び国定公園内の公共の場所の清潔の保持についての国等の責務を定めるとともに、特別地域内の湖沼等の景観を維持するため汚水の排出を規制する「」とは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年十一月十日

社会労働委員長 倉成 正

本案は、毒物及び劇物の取扱いの適正を図るため、その運搬等の技術上の基準を定めることも、日常生活の用に供される毒物及び劇物について安全な使用を確保するため、その成分等の基準を定める等所要の改正を行なおうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

自然公園法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、自然公園の保護を強化するため、次の事項について配意すべきである。

一 汚水排水設備の新設等に際しては、その資金に対する金融上の措置を講ずること。

二 湖沼等を指定した際に設置している施設よりの汚水の排出及び特別地域内の河川への汚水の排

出については、適切な行政指導等を行なうこと。

三 汚水排出許可基準の設定に際しては適正を期すること。

四 特別地域内の民有地買上制度を今後さらに拡充すること。

五 管理体制の充実を図るため、国立公園管理事務所の増設及び管理員の増員を行なうこと。

六 自然保護思想の徹底を期するため、自然保護憲章が早急に制定されるよう努力すること。

七 自然公園内の自然環境の保護のため、森林をはじめとする植生の保護復元に努めること。

八 自然公園内における清掃の実施等その清潔の保持に要する費用に対し財政上の援助措置について特に配慮すること。

毒物及び劇物取扱法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 特定毒物以外の毒物又は劇物についても、運搬等について技術上の基準を定めることができる」と。

2 家庭用品のうち毒物又は劇物を使用するものについて、その成分の含量基準又は容器等の基準を定めて、これに適合しないものの販売又は授与を禁止すること。

3 毒物劇物営業者等が廃棄の技術上の基準に違反して毒物又は劇物を廃棄した場合に保健衛生上の危害を生ずるおそれがあると認められるときは、廃棄した物の回収等を命ずることができる」と。

4 その他所要の改正を行なうこと。

5 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する」と。

二 議案の可決理由

毒物又は劇物による保健衛生上の危害を防止し、広く国民の健康及び生命に及ぼす被害を防止するため、毒物及び劇物の取扱い等に関する規定の整備を図ることは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年十一月十日

社会労働委員長 倉成 正

水質汚濁防止法案(内閣提出)に関する報告書

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の実施にあたつては、特に次の事項について、配慮すべきである。

一 毒物及び劇物の運搬についての安全基準を定めるにあたつては、毒物、劇物関係取締官庁間に

いて緊密な協議をして、また、毒物、劇物運搬業者の管理監督についても相互協力をすること。

二 無機シアン化合物を取り扱うメック業者の排出する無機シアン化合物を含有する廢液の処理について、管理監督を強化すること。

三 農業の事故防止のため、農業の正しい取扱い方、中毒時の応急措置などの周知徹底を図ること。

四 毒物又は劇物を使用した家庭用品の表示については、正確にかつ具体的に明示する等抜本的改善を図ること。

五 毒物又は劇物の運搬業者又は処理業者について、毒物及び劇物取締法による登録業者とする検討すること。

六 毒物劇物営業者等が廃棄物の回収等の命令に従わない場合の罰則について検討すること。

七 毒物及び劇物の指定にあたつては、単に急性毒性のみならず、催奇性等も考慮し、総合的に毒性の判断を行なつて指定するようにすること。

八 毒物及び劇物の監視体制を強化し、特に毒物劇物監視員の充実を図ること。

勧告することができる。

本案は、工場及び事業場から公共用海域に排出される水の排出を規制すること等によつて公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 排水基準は、すべての公共用海域を対象として、總理府令で定めるところとし、この排水基準によつては水質の汚濁の防止が十分でないと認められる水域があるときは、都道府県が当該水域につき、命令で、よりきびしい基準を定めることができる。
- 2 汚水等の排出施設の設置又は変更をしようとする者は、都道府県知事に届出なければならぬい。
- 3 都道府県知事は、届出の計画が排水基準に適合しないと認めるときは、計画の変更又は廃止を命ずることができる。
- 4 排水基準に適合しない汚水等の排水を禁止し、違反者は直ちに処罰する。
- 5 都道府県知事は、公共用海域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律は廃止する。

二 議案の修正議決理由

本案は、工場等からの排水の規制等によつて、公共用海域の水質の汚濁を防止するための措置として、おおむね有効適切なものと認めるが、改善命令、緊急時の措置その他の規定に關し改めるべき点があると認め、本案を別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

また、日本共産党田代文久君より、特定施設に対しては許可制をとる等の趣旨の修正案が提出されながら、賛成少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和四十五年十二月十日

商工委員長 八田 貞義

- 6 都道府県知事は異常な湯水等の事由により公共用海域の汚濁が著しくなったときは当該水域に排水を排出する者に対し、期間を定めて排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(定義)

(小字及び一は修正)

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものをおそれがあるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関する、生活環境に係る被害を生ずる〇程度のものであること。

3 この法律において「排出水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。

(特定施設の設置の届出)

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

い。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法

七 排出水の汚染状態及び量その他の總理府令、通商産業省令で定める事項

12 前項の規定による届出には、排出水の汚染状態及び量その他の總理府令、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

(経過措置)

第六条 一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排出水を排出するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、總理府令、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

12 前条第一項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第七条 第五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、總理府令、通商産業省令で定める

ところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

2 第五条第一項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、排水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてそ

の排出水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認め

るときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に關する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項の規定による届出に係る特定施設

の設置に關する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第九条 第五条第一項の規定による届出をした者又は第七条第一項の規定による届出をした者は、そ

の届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

(改善命令等)

第十一条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令等)

第十三条 都道府県知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特

定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(排出水の汚染状態の測定等)

第十四条 排出水を排出する者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切に^{しなければならない。}するよう努めなければならない。

3 排出水を排出する者は、有害物質を含む汚水等(これを処理したものを持む。)が地下にしみ込むこととならないよう^{適切な措置をしなければならない。}努めなければならない。

(緊急時の措置)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な渴水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、

○総理府令、^{〔通商産業省令で定まるところにより、〕}その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを^{命する。}勧告^{する}ことができる。

(国の援助)

第二十五条 国は、公共用水域の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるにあたっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

第三十一条 第二十二条第一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
○第一号

一 第十二条第一項の規定による命令に違反した者

二 第十九条の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項○の罪^{第一号}を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第九条第一項の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(公共用水域の水質の保全に関する法律等の廃止)

2 公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第百八十一号。以下「旧水質保全法」といふ。)及び工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号。以下「旧工場排水等規制法」という。)は、廃止する。

旧水質保全法第十三条第一項の規定により設置された水質審議会は、この法律の施行の日に第十

九条第一項の中央水質審議会となるものとし、この法律の施行の際現に同法第十四条第二項の規定により任命されている水質審議会の委員は、第二十条第一項の規定により中央水質審議会の委員として任命されたものとする。

旧工場排水等規制法によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(他の法律の一部改正)

八七 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の二を次のように改める。

十九の二 排水基準の設定に関すること。

第四条第十九号の三中「水質の保全」を「水質の汚濁の防止」に改める。

第七条の二第七号を次のように改める。

七 水質汚濁防止法(昭和二年法律第二百六十三号)の施行に関すること。

第十四条第一項の表中水質審議会の項を次のように改める。

中央水質審議会	経済企画庁長官の諮問に応じ、公共用海域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要な事項を調査審議すること。
---------	--

九八 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)の一部を次のよう改訂する。

第五条中「工場排水等の規制に關する法律(昭和三十三年法律第二百八十二号)第二条第三項に規定

する污水処理施設」を「水質汚濁防止法(昭和二年法律第二百五十五号)第二条第二項に規定する特定施設から排出される污水又は廃液を処理するための施設及びこれに附屬する施設」に改める。

〔別紙〕

水質汚濁防止法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 排水基準は、環境基準を達成し維持するため十分なものとするよう配慮し、設定の際には関係大臣の協議を経るよう努めること。

二 特定施設の届出制及び計画変更命令の規定を厳格に運用するとともに、その際には污水等の排出量の増加を防止することを特に重視すること。

三 熱による排出水の汚染に関する排水基準をすみやかに定めるよう努めること。

四 都道府県における監視測定職員の確保、研修の実施及び測定機器の開発等、監視体制の充実策を積極的に進めるとともに、企業における水質汚濁防止の責任者、技術者の体制整備について強力に指導すること。

五 地方自治法に基づく政令指定都市及びこれに準ずる市に対しても、本法に規定する都道府県知事の権限を委任すること。

六 本法の運用の円滑を期するため、地方公共団体に対する援助を積極的に行なうこと。

- 七 中小企業に対しては、汚水処理施設に関する税の減免並びに金利及び償還期限等の融資条件と信
用補完条件の緩和について、特別の措置を講ずること。
- 八 本法の適用除外の施設については、電気事業法その他の法令をすみやかに整備して、水質汚濁防
止体制の万全を期すること。
- 九 汚水等の地下浸透を防止するための施策を段階的に強化すること。

昭和四十五年十二月十日 衆議院会議録第七号(二)

明治二十五年三月三十日
郵便物記可

定価一部四十円
(配送料共)
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印
電話 東京 五八二 四四一(大代)

101